

大和村教育振興基本計画

(令和8年度～令和12年度版)



大和村教育委員会

<目次>

はじめに	1
第1章 計画策定の趣旨	
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の基本的な考え方	2
第2章 本村教育を取り巻く環境	
1 社会状況	
(1) 人口減少や少子高齢化の進行	3
(2) デジタル化とDXの進展	3
(3) グローバル化の進展	3
(4) 環境問題への配慮	4
(5) 価値観やライフスタイルの多様化	4
(6) 地域課題の多様化・複雑化	4
(7) SDGsの推進	5
2 本村の児童生徒を取り巻く現状と課題	
(1) 児童生徒数の減少・学校規模	6
(2) 学力	6
(3) いじめ、不登校等の状況	8
(4) 規範意識	8
(5) 基本的生活習慣	8
(6) 特別支援教育	9
(7) キャリア教育	9
(8) 体力や運動能力	9
(9) 安全・安心な教育環境の整備	10
(10) 家庭・地域の教育力	10
(11) 文化活動	11
第3章 10年後を見据えた教育の姿	
1 本村の教育目標と施策	12
第4章 今後5年間に取り組む施策	
1 本村教育施策の方向性	14
〔基本目標と施策の関連図〕	16
2 本村教育の具体的施策の展開	
I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進	
(1) 道徳教育の充実	17
(2) 生徒指導の充実	18
(3) 人権教育の充実	19
(4) 体験活動の充実	20
(5) 子供読書活動の推進	21
(6) 文化活動の推進	22

(7) 食育の推進	23
(8) 体力・運動能力の向上	24
(9) 健康教育の充実	25
II 未来を切り拓くための能力を伸ばし社会で自立する力を育む教育の推進	
(1) 「確かな学力」の定着	26
(2) 特別支援教育の推進	27
(3) キャリア教育の推進	28
(4) 幼児教育の充実	29
(5) 郷土教育の推進	30
(6) 教育 DX の推進	31
(7) 社会の変化に対応した教育の推進	
① 国際理解教育の推進	32
② 環境教育の推進	33
③ 福祉教育・ボランティア活動の推進	33
④ 消費者教育	34
⑤ 主権者教育	35
III 信頼され地域とともにある学校づくりの推進	
(1) 開かれた学校づくり	36
(2) 学校運営の充実	37
(3) へき地・小規模校教育の振興	38
(4) 教職員の資質向上	39
(5) 安全安心な学校づくり	39
(6) 「学びのセーフティーネット」の充実	40
IV 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進	
(1) 地域ぐるみで子供の育成	42
(2) 地域を支える次世代の人づくり	42
(3) 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり	43
(4) 家庭の教育力の向上	44
V 生涯を通して活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興	
(1) 生涯学習環境の充実	45
(2) 生涯スポーツの推進	46
(3) 競技スポーツの推進	47
(4) 文化芸術活動の促進	47
(5) 地域文化の継承・発展	48
(6) 文化財の保存・活用	49

第5章 計画の実現に向けて

1 教育行政の着実な推進	50
2 学校・家庭・地域等との連携・協力	50
3 関係機関との連携・協力	50
4 県との連携・協力	50
5 計画の進捗状況の確認	51

はじめに

我が国は、急激な少子高齢化の進行、本格的な人口減少社会の進行、経済のグローバル化の進展、技術革新の急速な進展などにより、社会のあらゆる面で大きな変革期を迎えています。少子高齢化や人口減少の著しい進行は、コミュニティの崩壊、産業の衰退、文化の消滅などが懸念されます。また、AI、ビッグデータ、IoT等の先端技術が高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあり、社会のあり方が劇的に変わる状況が生じています。

教育に関しても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大家庭や国際情勢の不安定化という予測困難な事態に直面する中で、家庭や地域の教育力の低下、子供の学ぶ意欲や学力・体力の低下、規範意識や倫理観の欠如など、多くの課題が指摘されており、本県においても、確かな学力の定着、生徒指導や特別支援教育の充実、学校における働き方改革、教職員の確保と資質向上、IoT、AIなどの技術革新に対応した教育、家計における教育費負担の軽減など取り組むべき課題があります。

国は、令和5年6月に第4期教育振興基本計画を閣議決定し、その中で、2040年以降の社会を見据えた教育政策における総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げている。

県においても、これまでの計画の各施策の実施状況や数値目標の達成状況を踏まえ、令和6年度からの第4期「鹿児島県教育振興基本計画」を策定し、その実現に向け今後5年間に取り組む施策として、5つの方向性に基つき39の施策を体系化いたしました。

このような状況を踏まえ、本村の実情に応じた教育振興のための施策についての基本的な計画として、「大和村教育振興基本計画」を策定しました。

この計画では、基本目標に「夢や希望を実現し未来を担う人づくり ～あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり～」を掲げ、その実現に向け今後5年間に取り組む施策として、施策の方向性を5項目設定し、それに基づく39の施策を体系化しました。

今後、村教育委員会においても、この計画に基つき、学校、家庭、地域等との連携を図りながら、計画の着実な推進に努めます。

令和8年3月

大和村教育委員会

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

大和村教育委員会は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本村の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として「大和村教育振興基本計画」を策定し、本村教育の目指す姿や育成を目指す人間像などを掲げ、その実現に向け、総合的、体系的に取り組を進めています。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

国においては、令和5年6月に「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトに掲げ、目指すべき社会像の中での教育の在り方を示した新たな教育振興基本計画（第4期）を閣議決定しました。

また、鹿児島県教育委員会においても、令和6年2月に「夢や希望を実現しともに未来を創る鹿児島の人づくり～誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会を目指して～」を基本目標とする鹿児島県教育振興基本計画（第4期）を策定しました。

大和村教育振興基本計画は、これらの国や県の教育振興基本計画を参酌し、これから大和村が目指す教育の振興のため、施策の実現に関する基本的な計画を策定するものです。

2 計画の基本的な考え方

この計画は、本村の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、国や県の計画を参酌し、10年後を見据えた教育の姿を示すとともに、その実現に向けて、令和8年度から令和12年度までの5年間に取り組む施策を示します。

計画の対象とする分野は、学校教育、社会教育、社会体育などの教育委員会所管事項に関することなどです。

第2章 本村を取り巻く環境

1 社会状況

(1) 人口減少や急激な少子高齢化の進行

全国的に、人口減少、少子高齢化、核家族化が進行し、労働力人口の減少に伴う経済活力や地域活力の減退が懸念されています。

本村においても、近年の社会経済状況の変化による人口の流出や過疎化、少子化などにより、児童生徒数の減少は著しく、1校は休校となり、その他の全ての小学校が複式学級を有し、うち1校は児童数が5人未満である極小規模校であり、学校の小規模化が急激に進行しています。また、中学校においては、平成23年4月1日に村内5中学校を統合し、大和中学校を新設し、学校の規模適正化を図りました。また、急激な少子化は、子供同士の協働的な学びや交流不足など、社会性を培う場、機会を少なくしているため、交流や体験の機会などをより一層増やしていくことが重要となっています。

また、超高齢化社会の到来に備え、高齢者の学習・文化・スポーツ活動の機会を充実するとともに、長年培ってきた高齢者の豊かな知識や経験を地域社会の様々な場で生かすことが求められています。

年齢3区分別の人口推移

単位：人

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
年少人口（0～14歳）	151	150	152	153	153
労働力人口（15～64歳）	667	660	657	636	618
高齢人口（65歳以上）	612	604	606	595	582
総人口	1,430	1,414	1,415	1,384	1,353

※各年12月31日現在（資料：住民基本台帳）

(2) デジタル化（Society 5.0）とDXの進展

人工知能(AI)やIoTなどの先端技術が急速に進展し、これらの先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少による労働力の不足や公共サービスの低下への一助となっている。もちろん、教育現場においてもICTの活用が「特別なこと」から「日常化」するなど、さらなるデジタル化を推進していくことが不可欠です。一方で、SNS利用の低年齢化に伴う犯罪被害や情報リテラシーの育成が喫緊の課題となっています。

(3) グローバル化の進展

情報通信技術の飛躍的な進歩と国際間の輸送、交通手段の高速化・広域化により国際化が進展し、地球規模での交流が活発化してきています。

グローバル化の進展により、産業、文化、社会貢献などあらゆる分野で世界的な視野で交流し、活動することが求められる時代となっています。今後の教育においても、国際社会で活躍する人材の育成が課題であるといえます。

(4) 環境問題への配慮

世界規模での人口増加、経済成長に伴う産業活動の拡大や生活水準の上昇は、エネルギー消費量の増大による地球温暖化、オゾン層の破壊、地球規模での深刻な環境問題を引き起こしています。中でも、気候変動問題については、異常高温や集中豪雨といった異常気象の増加や生態系の変化が懸念されているだけでなく、農作物の品質の低下、災害の増加、熱中症のリスクの増加など、全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。

このような気候変動は世界自然遺産登録された奄美群島の特別天然記念物など、鹿児島固有の生物多様性に対して影響を与えるだけでなく、植生の変化や病害虫の発生、海水温の上昇等に伴う農林水産業への悪影響や台風の大型化のなどによる風水害の発生といった生活に直結する影響を与えることも懸念されます。

また、資源・エネルギーや食糧需要の増大、廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行を目指すことが求められています。

様々な環境問題への対処には、「脱炭素社会」「循環経済」「分散型社会」という3つの移行により、持続可能な社会への再設計を進めていくことが不可欠です。

(5) 価値観やライフスタイルの多様化

現代社会では、経済的な充足を求める「物の豊かさ」から、精神的な満足や生きがいを重視する「心の豊かさ」へと人々の価値観が移行しています。また、従来の「集団」の和を優先する傾向から、「個人」の個性や自由を重視する傾向が強まっており、これがライフスタイルの多様化を加速させています。

多様化が進む一方で、社会の成熟や流動性の高まりが、伝統的な人間関係に変化をもたらしています。核家族化の進行、三世帯世帯の減少、一人親世帯の増加など、世帯構造が大きく変わっています。地域や勤め先との関係性が希薄になり、高齢者や困難を抱える親子が地域で孤立するという「地域社会の脆弱化」が深刻な課題として指摘されています。身近に相談できる相手がないことによる、家庭教育における悩みや不安の増大も課題とされています。

このような社会の中で、教育が目指すべき方向性のキーワードは「ウェルビーイングと共生」です。多様化する社会において、教育は「誰一人取り残さない」共生社会の実現を重視しています。多様な個人がそれぞれ幸せを感じられる状態（ウェルビーイング）を目指し、他者とのつながりや協調性を育むことが、教育の総括的な方針となっています。また、時代の変化に合わせた変革（流行）を取り入れつつも、「個人の尊重」や「思いやりの心」といった時代を超えて変わらない価値（不易）を大切にすることで、多様な人々が共生できる社会の創り手を育てようとしています。加えて、障害の有無、文化的背景、ジェンダー（パートナーシップ宣誓制度の導入など）を含め、相互に多様性を認め、高め合う態度の育成が求められています。

(6) 地域課題の多様化・複雑化

地方公共団体の自主性・自立性の拡大は一定程度進んだ一方で、我が国を取り巻く社会経済情勢は大きく変化し、地域社会における諸課題は、感染症に伴う新たな課題も加わり、複雑化・多様化しています。これまで以上に地域の魅力を高め、人を引きつける地域づく

りに取り組むこと、その魅力を発信していくことが重要となります。

行政においては、地域で住民が快適で安心して暮らしを営むことができるように、地域社会を支える多様な主体や他市町村・県と連携することが求められます。

一方、村民においても、村政の主体である村民自らが、自己の権利と責任において、地域の問題に取り組んでいくことが求められています。このような認識のもとに、将来においても住民の多様なニーズに的確に応え、行政サービスを充実させ、豊かな村を形成していくために、行政や村民が相互に理解し、それぞれの責任の中で役割分担を行い、協働する社会の構築が必要です。

(7) SDGs の推進

持続可能な開発目標、いわゆる SDGs は、平成 27 年の「国連持続可能な開発サミット」において全会一致で採択された、人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題とその具体的な目標です。「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、令和 12 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。SDGs を実現するためには、地方自治体及びその地域で活動する多様な主体による積極的な取組が不可欠であり、一層の浸透を図ることが期待されています。

■ SDGs における 17 の目標（ゴール）



2 本村の児童生徒を取り巻く現状と課題

(1) 児童生徒の減少・学校規模

大和村における児童数は、令和7年4月現在で小学校数が5校（うち1校が休校中）で、児童数が69人（15学級）ですが、令和8年度71人に増えますが、その後少しずつ減少し、令和12年度には、児童数が60人（9人の減）、学級数が13学級となる見込みです。大和小及び大棚小については、児童数がほぼ横ばいなものに対し、名音小・今里小の児童数の減少が顕著です。

また、中学校においては、令和7年4月現在で生徒数27人（5学級）であり、令和12年度には34人、4学級となる見込みです。

近年の全国的な人口減少傾向や少子化の進行が心配される中、大和村においても、児童生徒数がやや減少する見込みであり、今後益々、完全複式学級化等が進むことも考えられ、教育機関、家庭及び地域社会が連携・協力し、調和のとれた児童生徒を育成していくことが重要となっています。

令和7年度以降 児童生徒数見込み調べ

小学校							中学校
	大和小	湯湾釜分校 (休校)	大棚小	名音小	今里小	計	大和中
R7年度	34 (6)	0 (0)	17 (4)	14 (3)	4 (2)	69 (15)	27 (5)
R8年度	42 (6)	0 (0)	17 (3)	9 (3)	3 (2)	71 (14)	28 (5)
R9年度	38 (6)	0 (0)	18 (3)	8 (3)	3 (1)	67 (13)	31 (5)
R10年度	40 (6)	0 (0)	17 (3)	7 (3)	2 (1)	66 (11)	30 (4)
R11年度	42 (6)	0 (0)	16 (3)	6 (3)	1 (1)	62 (13)	32 (3)
R12年度	38 (6)	0 (0)	13 (3)	6 (3)	2 (1)	60 (12)	34 (4)

※令和8年度以降の入学生は、令和7年12月現在の住民票より算出

※下段の（ ）は学級数 特別支援学級を含む

(2) 学力

本村の小中学生の学力については、令和7年度1月に実施された鹿児島学習定着度調査において、小学5年生は、算数科以外の結果において、県の平均通過率をやや下回る結果でした。中学1年生では、理科以外が県の平均通過率を下回っています。中学2年生は社会が下回る結果となりました。また、令和7年4月に実施された全国学力・学習状況調査では、小学校は国語・算数ともに全国の正答率よりやや高い傾向にあります。中学校は、数学が全国の正答率よりやや高い傾向にあります。

今後とも、知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力や判断力、表現力等を身に付けさせることに加え、主体的に学習に取り組む態度を育成することが必要です。児童生徒の学力向上には、「主体的・対話的で深い学び」が求められています。そのためには、教員の指導力の向上が必要であり、様々な施策を通じて、教員が教え込む授業から、児童生徒が自ら考え、自ら学ぶ「学習者主体の授業」への転換などに取り組んでいるところです。

～令和6年度鹿児島学習定着度調査 大和村結果～

【令和6年度における学年ごと、各教科の通過率(%) 令和7年1月15日、16日実施】

<総合>	小学5年(現6年)			中学1年(現2年)			中学2年(現3年)		
教科	県平均	大和村	比較	県平均	大和村	比較	県平均	大和村	比較
国語	64.6%	☆	↓	62.9%	☆	↓	66.3%	☆☆	↑
社会	61.8%	☆	↓	52.4%	☆	↓	47.0%	☆	↓
算数・数学	65.6%	☆☆	—	48.8%	☆	↓	40.9%	☆	↑
理科	65.9%	☆☆	↓	57.9%	☆☆	↑	52.4%	☆	↑
英語				58.8%	☆	↓	52.8%	☆	↑

<知識・技能>	小学5年(現6年)			中学1年(現2年)			中学2年(現3年)		
教科	県平均	大和村	比較	県平均	大和村	比較	県平均	大和村	比較
国語	73.3%	☆☆	↓	63.0%	☆	↓	71.9%	☆☆☆	↑
社会	60.2%	☆☆	↑	51.1%	☆	↓	44.3%	☆	↓
算数・数学	73.2%	☆☆	↑	57.2%	☆	↓	47.9%	☆☆	↑
理科	65.2%	☆☆	↓	55.3%	☆☆	↑	57.7%	☆☆	↑
英語				60.9%	☆☆	↑	53.9%	☆	↑

<思考・判断・表現>	小学5年(現6年)			中学1年(現2年)			中学2年(現3年)		
教科	県平均	大和村	比較	県平均	大和村	比較	県平均	大和村	比較
国語	57.1%	☆	↓	63.0%	☆	↓	59.1%	☆☆	↑
社会	63.3%	☆	↑	54.2%	☆	↓	50.8%	☆	↓
算数・数学	55.9%	☆	↓	42.2%	☆	↓	31.9%	☆	↓
理科	64.8%	☆☆	↓	59.5%	☆☆	↑	48.0%	☆	↑
英語				56.0%	☆	↓	51.2%	☆	↓

【☆☆☆70%以上 ☆☆60%以上から70%未満 ☆60%未満】

～令和7年度全国学力・学習状況調査 大和村結果～

【令和7年度における学年ごと、各教科の通過率(%) 令和7年4月14日・17日実施】

	小学6年				中学3年			
教科	全国	県	大和村	比較	全国	県	大和村	比較
国語	66.8%	67.0%	☆☆	↑	54.3%	53%	☆	↓
算数・数学	58.0%	57.0%	☆☆	↑	48.3%	45%	☆☆	↑

【☆☆☆70%以上 ☆☆60%以上から70%未満 ☆60%未満】

※ 本村では、すべての小・中学校が小規模校のため、テストの数値や学校ごとの結果の公表はせず、〈記号(☆)と矢印(↑県の平均との比較)〉で表示しております。

(3) いじめ、不登校等の状況

近年、児童生徒を取り巻く環境が大きく変化する中、いじめの重大事態や児童生徒の自殺者数の増加傾向が続いており、極めて憂慮すべき状況にあります。生徒指導上の課題が深刻になる中、児童生徒の命を守ることが重要であり、全ての児童生徒にとって、学校が安心して楽しく通える魅力ある環境となるよう、学校関係者が一丸となって取り組まなければなりません。また、様々な課題を抱える児童生徒の不安や悩みに適切に対応できるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を含めた校内相談体制に加え、関係機関等と連携した支援を行うことが重要です。

本村においては、令和6年度の各学校からの報告における本村小・中学校のいじめの認知件数は小学校が23件、中学校が8件、不登校児童生徒数は3人となっています。

いじめについては、どの学校・学級でも起こりうる重大な問題ととらえ、全ての学校で、「一件でも多く発見し、それらを解消する。」という基本認識のもと、積極的ないじめの認知といじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいます。併せて、学校においては、いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけを行うことが求められます。

不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対しては、一人一人の状況に応じた状況や心情に寄り添った丁寧な対応が必要であるという認識の元、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と活用しながら、家庭や関係機関と連携し、継続的に対応する必要があります。

また、タブレット端末やスマートフォンをはじめとした様々なインターネット接続機器などの普及に伴う、ネット依存やSNSの利用によるトラブルなど新たな課題について、児童生徒が被害者や加害者とならないよう、情報モラルの教育を徹底するなどの対応が必要です。

(4) 規範意識

児童生徒に関わる規範やルール等の制定や見直しの過程に児童生徒自身が関与することで、身近な課題を対話しながら自分たちで解決する経験となるなど教育的な意義があると考えられています。規範意識が多様化する中で、児童生徒が思いやりの心もち、豊かな人間性を備えるために、幼児期から全教育活動を通して、子供が自己決定する場の設定や規範意識の涵養を図ることが必要です。

(5) 基本的生活習慣

児童生徒が健やかに成長していくためには、適切な運動や調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切であり、昨今、このような基本的生活習慣が十分に身に付いていないなどの指摘がなされています。

令和7年4月に実施された全国学力・学習状況調査によると、「朝食を毎日食べる」と回答した割合が、小学校・中学校ともに約87%となっています。

食生活の乱れや不規則な睡眠等子供の生活習慣の乱れは、健康の維持に悪影響を及ぼすだけでなく、生きるための基礎である体力の低下、気力や意欲の減退、集中力の欠如等精神面にも悪影響を及ぼすと言われています。

子供が、心身ともに健やかに育っていくためには、学校、家庭が連携し、「家庭学習マイゴールチャレンジ」や「早寝早起き朝ごはん」、メディア利用時間の設定などの取組を通じて、適切な生活習慣を確立することが必要です。

(6) 特別支援教育

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、特別な支援を必要とする児童生徒への学びの場や指導体制は徐々に充実してきています。特別支援教育に関する理解の浸透や教育的効果への期待などを背景に、全国的に、特別支援教育の対象となる幼児児童生徒の数は増加傾向にあり、本県及び本村でも同様の傾向にあります。

現在、障害のある全ての子供の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援や相談・支援体制の一層の充実を図ることが求められており、校内支援体制の充実や研修会の実施による教員の専門性の向上、就学・進学時の切れ目ない支援の推進などに取り組んでいるところです。

本村においても、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍しています。これらの児童生徒の個々のニーズに応じた適切な指導・支援を行うために平成28年度からは、特別支援教育支援員を配置し、対象の児童生徒の学習面・生活面の支援を行っています。また、大和小学校・大和中学校に知的障害特別支援学級、情緒障害特別支援学級を設置しています。

(7) キャリア教育

今日、社会の様々な領域において構造的な変化が進行しており、特に、産業や経済の分野においてその変容の度合いが著しく大きく、雇用形態の多様化・流動化に直結しています。

こうした中で、児童生徒が、「働くことの喜び」や「世の中の実態や厳しさ」などを知った上で、将来の生き方や進路に夢や希望をもち、その実現を目指して、学校での生活や学びに意欲的に取り組めるようになることが必要です。

児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、「社会的・職業的自立」に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する取組を通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進し、ウェルビーイングの向上を図る必要があります。

小学校では、夢や希望をもち、目標に向けて努力する態度を育成すること、中学校では、様々な職業があることを理解させ、自らの適性について考えさせること、高等学校では、自らの進路について具体的に考えさせ、社会に出ていく準備を行うことなど、発達段階に応じたキャリア教育の充実が必要です。

(8) 体力や運動能力

児童生徒の体力や運動能力は、国が実施している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」においては、近年、全国、鹿児島県ともに低下傾向に歯止めがかかっています。鹿児島県の児童生徒の体力合計点は、年々上昇していますが、全国平均に達していない状況です。

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」の重要な要素であることから、児童生徒の体力向上を図る必要があります。

全国との比較において、運動経験の不足により、課題が見られる項目が見られたり、個人差が見られたりします。

児童生徒の体力は、生涯にわたって健康で活力ある生活を営む基礎となるものであり、体力向上は大変重要な課題です。

また、食生活の乱れ、不規則な生活、運動習慣の欠如等により、肥満傾向児の出現率が年々高くなってきています。今後、児童生徒に望ましい食習慣や生活習慣等を身に付けさせることが必要です。

～令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果～ ○：全国を上回る

	小学校5年男子				小学校5年女子			
	村	全国	指数(全国を50)		村	全国	指数(全国を50)	
体力合計点	59.25	53.02	○	55.9	65.00	53.97	○	60.2
	中学校2年男子				中学校2年女子			
	村	全国	指数(全国を50)		村	全国	指数(全国を50)	
体力合計点	46.33	42.20	○	54.9	58.00	47.58	○	60.9

(9) 安全・安心な教育環境の整備

近年、学校に不審者が侵入して児童生徒や教職員の安全を脅かす事件や通学路で児童生徒に危害を加える事件が発生し、大きな社会問題となっています。また、児童生徒の交通事故や水難事故の発生が後を絶たない状況です。

児童生徒に防犯を含む生活安全や交通安全等についての教育を行うとともに、学校における児童生徒の安全を守るための体制整備や児童生徒が安心して安全に暮らせる地域社会づくりが求められています。

鹿児島県及び本村においてもこれまでの取組により、スクールガード・防犯ボランティア等研修会、各学校における防犯教室等により、学校における安全性の向上が図られてきています。

今後は、事件・事故、自然災害に対応するため、学校内の施設設備の安全点検や通学路における安全指導の充実と安全点検の取組及び避難訓練など、児童生徒等の安全を守るための取組を推進していく必要があります。

また、公立学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすため、その安全性の確保は極めて重要です。

鹿児島県公立学校の建物構造体の耐震化率は99.9%となっていますが、建物自体の耐震化だけでなく、屋内運動場等の照明器具、バスケットゴールなどの落下防止対策など非構造部材の耐震化も求められています。

学校施設については、老朽化、照明のLED化やトイレの洋式化など、対応すべき課題もあります。

(10) 家庭・地域の教育力

近年の核家族化、少子化、家族形態の変化や地域のつながりの希薄化等に伴い、本来、子供が身に付けるべき礼儀や生活習慣、規範意識、社会的マナーが十分備わっていないなど、家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。

家庭はすべての教育の原点であり、幼児期からの親と子の愛情を基盤とした日常的な営みの中から命の大切さや基本的な生活習慣、他人への思いやり、善悪の判断等の倫理観を身に付ける上で重要な役割を担うものです。

また、地域社会には児童生徒の日常を見守り、家庭における子育て支援や青少年健全育

成等の取組、大人や異年齢の友人との交流を通じた様々な体験による人間性の育成等が求められています。本村においては子供会やP T A、地域女性団体、高齢者クラブ、公民館等の活動が盛んで、地域づくりや家庭教育の充実、青少年の健全育成に大きな役割を果たしています。

今後とも社会教育関係団体との連携を密にするとともに、本村において昔から引き継がれている教育的伝統を生かした活動を継承し、家庭や地域の教育力を向上させる取組が一層推進されるよう社会的気運を醸成していくことが必要です。

(11) 文化活動

本村には、伝統芸能や伝統行事等文化遺産が多く残っており、生活の一部となるなど精神的なよりどころとなっています。また、各学校では地域の文化資源を取り入れた教育活動を行うとともに、音楽や演劇等を鑑賞する機会を設けている学校もあり、豊かな心や感性、創造性、感動する心等の育成に取り組んでいます。

一方、少子高齢化や過疎化による後継者不足等により、それらの文化遺産の保存・継承が困難になってきています。児童生徒にふるさとの伝統文化や様々な芸術に親しませることはふるさとに誇りをもつ心の醸成や大和村の歴史や文化を生かした地域づくり、郷土芸能や伝統行事等の担い手の育成からも欠かせないものです。

令和7年度には、新たに大和浜の八月踊り、大和浜の棒踊り、大和浜の薙刀踊り、大槌の八月踊り、名音の八月踊り、今里の八月踊り、今里のヨーハレ踊りの7件を村指定文化財として指定しました。本村に数多く残っている郷土芸能や伝統行事など、文化遺産の保存・継承、新たな文化財指定による文化財の保護に努めながら、児童生徒をはじめ村民が郷土の歴史や身近な文化財に触れることで学び、そして親しむことで郷土を愛する心の醸成が図られてきています。

第3章 10年後を見据えた教育の姿

1 本村の教育目標と施策

大和村の教育行政施策概要

1 基本目標

☆ 一人一人がかけがえのない存在として大切に（人権尊重の精神を基盤に）

- (1) 生涯にわたりたくましく生きる力（知・徳・体）の育成。
- (2) 小規模校の特性を生かした教育の推進。
- (3) 郷土への誇りと愛着を持ち、郷土の発展に尽くす人材の育成。
- (4) 教育の情報化の一層の推進
- (5) 学校における業務改善の推進
- (6) 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進
- (7) 生涯スポーツの振興
- (8) 文化財保護と芸術文化の充実

2 基本目標達成への重点施策

(1) 【知（学力）の育成に向けて】

- ① 授業充実の3ポイント（めあて・練り合い・まとめ）を踏まえた学習者主体の授業実現
- ② 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けICTを効果的に活用した授業の構成
- ③ 「質の高い授業」の実現を支える「家庭学習マイゴールチャレンジ」と読書活動の充実
- ④ 村内の集合学習での対話交流活動による学習の深まりをねらう授業の構成

(2) 【徳（豊かな心）の育成に向けて】

- ① 発達支持的生徒指導による、よりよい人間関係を築く魅力ある学級・学校づくり
- ② 四季折々の花栽培や野菜栽培・収穫等の食農体験による情操教育の推進
- ③ 地域や社会教育関連と連携した福祉・奉仕的活動による「心の教育」の推進

(3) 【体（健やかな体）の育成に向けて】

- ① 適度な汗と疲労感と、個々の目標達成および的確な技術指導による体育学習の充実
- ② 地域の人材を活用した部活動およびスポーツ少年団活動奨励
- ③ 流行疾病予防と事故負傷事件防止の保健安全指導の推進

(4) 【小規模校の特性を生かした教育の推進に向けて】

- ① 授業での個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実および諸作品の個別添削推敲の拡充
- ② ICT活用による合同学習（複式指導の単式化、道徳学習の意見交流等）
- ③ 学校行事や諸教育活動に地域参加と地域の教育力活用
- ④ 小中連携による「チーム大和村」の推進（授業相互参観・合同研修（含：生徒指導）合同授業）
- ⑤ 特別支援学級の趣旨を踏まえた教育課程と実践、および不登校傾向児童生徒への計画的対応

(5) 【郷土教育の充実発展に向けて】

- ① 村内全体で集合学習の場を中心にした郷土教育研究（各教科・総合的な学習・道徳・諸活動）
 - 郷土の素材を生かした教育活動の推進
 - Q u r u G u r u、奄美野生生物保護センターの積極的活用
- ② 小学校の学習・活動を基盤にした中学校での郷土教育の発展・充実
- ③ 隣接学校との共同体験学習（サトウキビ収穫・黒糖作り・稲作体験等）
- ④ 地域行事等への積極的参加奨励による地域伝統文化・芸能の習得継承

(4) 【教育の情報化の一層の推進】

- ① ICTを活用した授業や会議の拡充充実と家庭学習での活用
- ② 村内他校や交流校とのオンライン交流および授業
- ③ 臨時休業時や長期欠席者対応等へのオンラインでの家庭学習（実証授業研修の推進）
- ④ 教職員のICT活用と指導力向上のための研修の充実およびペーパーレス会議
- ⑤ 情報モラル教育の充実（オンライン研修、外部講師活用等）

(5) 【学校における業務改善の推進】

- ① 職場の心理的安全性の確保とチーム学校としての取組
- ② 服務規律の厳正確保
- ③ 業務の簡素化と効率化

(6) 【地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進】

- ① 「地域の中の学校」づくりの推進
- ② 家庭教育学級や就学前子育て講座の充実
- ③ 大和っ子スクールによる体験活動の推進
- ④ 本村の教育的伝統や風土を生かした地域による学校支援の推進

(7) 【生涯スポーツの振興】

- ① 生涯スポーツの普及啓発
- ② 中学校部活動の地域移行に向けた体制整備
- ③ 各地域におけるスポーツ推進委員によるスポーツの指導及び普及啓発の推進

(8) 【文化財保護と芸術文化の充実】

- ① 子供の文化芸術に触れる機会の拡充
- ② 地域の郷土芸能や伝統行事等への参加
- ③ 文化財の保存・継承に向けた調査研究・啓発活動の充実

＝郷土教育の充実発展に向けた具体策（例）＝

(1) 郷土素材を活用した道徳科授業

- ① 「がんばれ お母さんガメ」「ノネコとアマミノクロウサギ」
- ② 「3本のキビから・直川智」「スモモの里 大和村」
- ③ 「大和浜の棒踊り」「奄美の偉大な教育者・奥田愛正」

(2) 教科や行事や諸活動での郷土学習

- ① 「朝の会・帰りの会」での島口教訓復唱
- ② 音楽での島唄（八月踊り歌）練習と給食タイムでの放送
- ③ 地域の人材を活用した三味線島唄習得や郷土料理学習
- ④ 学習発表会での郷土劇や方言での挨拶
- ⑤ 総合的学習での八月踊り棒踊り等の郷土芸能習得

(3) 見学や体験活動を通じた郷土学習

- ① サトウキビ栽培から収穫、黒砂糖作り（奄美少年自然の家活用）
- ② スモモ摘果作業・スモモ加工作業見学（スモモ農家や大和まほろば館と連携）
- ③ 大島支庁出前講座活用による野菜・椎茸栽培等
- ④ アマミノクロウサギミュージアム QuruGuru、奄美野生生物保護センターでの学習

第4章 今後5年間に取り組む施策

1 本村教育施策の方向性

基本目標の「夢や希望を実現し未来を担う人づくり～あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり～」の実現のために、今後5年間に取り組む施策の方向性を以下の5点に整理します。

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

「人権教育は全ての教育の基本である」という理念のもと、お互いの人格を思いやりの気持ちを持って尊重し、基本的な生活習慣や人としてしてはならないことなど、社会生活を送る上でもつべき最低限の規範意識を養うとともに、法やきまりを遵守し、適切に行動できる人間を育てることが重要です。児童生徒が、安心して学習に取り組むためには、所属する集団の仲間による支援や助言等が不可欠です。また、変化の激しいこれからの社会を生き抜いていく上で、児童生徒の規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力を育む教育を推進します。

II 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

児童生徒が、変化の激しいこれからの社会を生き抜き、未来を切り拓くためには、基礎的・基本的事項を確実に身に付けるとともに、自ら主体的に考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する能力を育む教育を推進します。

また、伝統や文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛する態度を養うことや望ましい勤労観・職業観を身に付けさせます。

さらに、環境教育や情報教育などの社会の変化に対応した教育や子供一人一人の自立と社会参加に向けて障害の状態や教育的ニーズに応じる特別支援教育を推進します。

III 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

学校において、それぞれの教育の目標が達成されるためには、学校、教職員が役割を十分に果たし、「信頼される」学校づくりを進める必要があります。

また、地方創生の観点から、「次世代の学校」として、学校と地域が相互にかかわり合い、学校を核として地域を活性化していくことが不可欠であるとの考えから、「地域とともにある学校」づくりが求められています。また、信頼される学校づくりの推進に当たっては、教職員の資質向上や教育環境の整備・充実など安全・安心な環境づくりなどにも取り組みます。

IV 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進

教育の振興には、地域の担う役割は大きいものがあります。

本村には、地域住民同士の助け合いの精神が残っており、「人の子も我が子も地域の子」という言葉があるように、子供との交流や育成活動に多くの村民が参加するなど、地域の方々の児童生徒の教育への関心と期待は大きく、教育を大事にする伝統があります。

今後も地域全体で子供を守り育てる環境づくりを推進します。

V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

村民が、生涯を通じて、あらゆる機会にあらゆる場所で学ぶことができ、その成果を適切に生かし活躍できることは、豊かな人生を送ることにもつながります。あらゆる機会にあらゆる場所で学ぶことができ、その成果を適切に生かすことができる環境づくりを目指します。

スポーツ活動は、心身両面の健康の保持増進に必要なものであり、村民の誰もがそれぞれの年齢や体力に応じて、いつでも身近にスポーツに親しみ、健康で明るい生涯スポーツに親しむことができる環境づくりに取り組む必要があります。

郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要なものであることから、スポーツや文化の振興を図ります。本村には豊かな自然、郷土の教育的な伝統や風土、郷土芸能や史跡などの教育的資源が豊富です。これらの自然や伝統文化を生かしながら郷土を愛する心を醸成し、豊かな人間性を育む施策を推進します。

基本目票と施策の関連図

10年後を見据えた教育の姿

《基本目標》 夢や希望を実現し未来を担う人づくり
 ~あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり~

〈目指す人間像〉

- 1 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間
- 2 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会作りに貢献できる人間

令和8年度から5年間に取り組む施策

〈本村教育の取組における視点〉

- 1 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重【不易流行】
- 2 社会の変化を乗り越え、未来の社会の創り手となる資質・能力の育成【主体性の発揮】
- 3 生涯を通じて一人一人が幸せや生きがいを感じることでできる教育環境づくり
【自己実現・生涯学習】
- 4 学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働【連携・協働】
- 5 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承【郷土愛の醸成】
- 6 教育デジタルトランスフォーメーション（教育DX）の推進【不易流行】

〈本村教育の具体的施策の展開〉

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	(1) 道徳教育の充実 (2) 生徒指導の充実 (3) 人権教育の充実 (4) 体験活動の充実 (5) 子供の読書活動の推進 (6) 文化芸術活動の推進 (7) 食育の推進 (8) 体力・運動能力の向上 (9) 健康教育の充実
II 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進	(1) 「確かな学力」の定着 (2) 特別支援教育の推進 (3) キャリア教育の推進 (4) 幼児教育の充実 (5) 郷土教育の推進 (6) 教育DXの推進 (7) 社会の変化に対応した教育の推進 ① 国際理解教育 ② 環境教育 ③ 福祉教育・ボランティア活動の推進 ④ 消費者教育 ⑤ 主権者教育
III 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進	(1) 開かれた学校づくり (2) 学校運営の充実 (3) へき地・小規模校教育の振興 (4) 教職員の資質向上 (5) 安全・安心な学校づくり (6) 「学びのセーフティネット」の充実
IV 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進	(1) 地域ぐるみの子供の育成 (2) 地域を支える次世代の人づくり (3) 地域ぐるみの安全・安心な環境づくり (4) 家庭の教育力の向上
V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興	(1) 生涯学習環境の充実 (2) 生涯スポーツの推進 (3) 競技スポーツの推進 (4) 文化・芸術活動の促進 (5) 地域文化の継承・発展 (6) 文化財の保存・活用

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

I-(1) 道德教育の充実

【現状と課題】

- 児童生徒の規範意識の低下やいじめの未然防止、早期解決の必要性が指摘されていますが、基本的な生活習慣や人としてしてはいけないことなど、社会生活を送る上で人間としてもつべき規範意識、自他の生命の尊重、自分への信頼感や自信などの自尊感情や他者への思いやりなどを養う道德教育を充実させることは重要です。
- 全国学力・学習状況調査によると、「今、住んでいる地域の行事に参加している」「地域社会などでボランティア活動に参加している」などの質問に肯定的な回答をした児童生徒の割合は、全国平均と比べて高いという結果が得られています。
- 道德が教科化され、道德教育全体計画の策定や道德教育推進教師の指名などを進めながら、「考え、議論する道德」の実践が広がっており、自分の考えを深めたり、広げたりする場面が十分確保できていない状況も見られます。

【これからの施策の方向性】

- 自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によく生きるための基盤となる道德性を養う取組を推進します。
- 「人間尊重の精神」、「生命に対する畏敬の念」、「伝統と文化の尊重」、「我が国と郷土を愛し、他国を尊重すること」、「公共の精神」についての取組を推進します。
- いじめ問題への対応や「考え、議論する道德」の実現のために、教材の開発や主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善に努めます。
- 児童生徒の実態を踏まえ、発達段階に応じた豊かな体験活動の積み重ねを通して、教育活動全体での道德教育の充実を図るとともに、教職員の道德教育の指導力の向上に努めます。
- 家庭や地域との連携を深め、児童生徒の道德性を高める取組が社会全体で進められるように努めます。

【主な取組】

- 一人一人の教職員が道德教育の重要性を認識するとともに、「特別の教科道德」において「考え、議論する道德」への転換が図られる授業改善や児童生徒の良さを認め励ます評価が行われるよう、また、各種研修の充実・改善に努めます。
- 道德教育及びその要となる「特別の教科道德」の充実を図るために、各学校において道德教育の全体計画や年間指導計画を作成し、道德教育推進教師を中心とした全校的な指導体制の確立を図ります。
- 郷土教育資料「ふるさとの心」、「不屈の心」、ふるさと大和村を題材にした道德教材の各種資料の活用を促すとともに、各地域の伝統的に引き継がれてきた文化や芸能等も活用し、道德教育の充実に努めます。
- 総合的な学習の時間や特別活動などを活用し、ボランティア活動や体験活動などを通して心を育む特色ある教育活動を更に推進するとともに、「特別の教科 道德」と関連させることにより、教育活動全体での道德教育の充実を図ります。
- 青少年の健全育成に関わる関係機関との情報交換を積極的に進め、規範意識をはじめとする道德性育成のための方向性の共有化を図ります。

I-(2) 生徒指導の充実

【現状と課題】

- いじめや暴力行為等の問題行動、タブレット端末やスマートフォンの普及に伴う新たな課題に、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して対応することが必要です。
- いじめは、人権に関わる重大な問題ととらえ、一件でも多く発見し、一件でも多く解決するという基本的認識に立つとともに、問題行動の早期発見、早期対応のために、学校、家庭、地域、関係機関等との連携を一層推進することが必要です。
- 不登校傾向児童生徒の一人一人の実態に応じた支援を行うために、学校、家庭、関係機関等との連携した取組を一層充実することが必要です。
- スマートフォンやタブレット端末の普及による、SNS を巡るトラブルやインターネット上の問題行動の未然防止に努めるとともに、デジタル技術を通じて社会に積極的に関与し、責任ある行動を取る能力の育成に努めることが必要です。

【これからの施策の方向性】

- 生徒指導提要进行を踏まえ、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とした指導を推進します。
- 全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・自主的に自らを発達させていくことを尊重し、学校・教職員がいかにそれを支えるかという発達支持的生徒指導の側面に重点を置いた働きかけを行います。
- 全ての児童生徒が安心して学び、生活できる魅力ある学校づくりに取り組みます。
- 生徒指導に関する教職員の資質向上を図るとともに、学校の生徒指導体制を充実させ、全教職員に加え、SC や SSW 等の専門スタッフが一体となった「チームとしての学校」での生徒指導に努めます。また、家庭、地域、関係機関等との連携を推進します。
- 教育相談アンケートや学校適応状況を把握するための質問紙などのアセスメントツールを活用し、問題行動等の早期発見に努めます。
- 道徳教育をはじめとする様々な教育活動の充実により、問題行動等の未然防止に努めます。
- SNS を巡るトラブル等のインターネット上の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、デジタルシチズンシップ教育を推進します。
- いじめの積極的な認知、早期対応に努めるとともに、いじめを生まない環境づくりや児童生徒の命を守り抜く取組を推進します。
- 教職員による体罰や不適切な指導等を根絶します。
- 誰一人取り残されない学びの保証に向け、大和村教育支援センター（仮称）を設置し、配置する相談員と連携しながら、「心の居場所」としての活動の場を提供していきます。

【主な取組】

- 生徒指導提要进行における生徒指導の理論・考え方、指導法等についての研修を実施し、教職員が児童生徒の小さな変化やサインを見逃さないなどの指導力の向上に取り組みます。
- 課題早期発見対応や困難課題対応的生徒指導にとどまらず、課題未然防止教育及び発達支持的生徒指導に関する生徒指導の目標や基本方針などを明確に位置付けた生徒指導の年間指導計画を作成し、意図的、計画的、体系的な指導を実行します。

- 管理職のリーダーシップの下で、生徒指導主任等を中心とした全教職員による組織的な指導体制を確立し、心に届く生徒指導を推進します。
- 児童生徒が、自己実現に向けて実践を続けるなどの「自己指導能力」を身に付けられる生徒指導の充実を図ります。
- 学校が安全・安心な居場所となるため、生徒指導の4つの視点（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）を踏まえた学習指導と生徒指導の一体化を目指し、「魅力ある学校づくり」に取り組みます。
- 教職員による不適切な指導等の根絶に向けた意識啓発を行います。
- いじめや不登校、心身の不調を訴える児童生徒など、各学校の実態に即したスクールカウンセラーの派遣やスクールソーシャルワーカー等の積極的活用や相談窓口の積極的な周知等、教育相談体制を更に充実させ、利用を促進します。
- アセスメントツールである「学校生活アンケート」や「学校楽しいーと」、「SNS チェックシート」を確実に実施し、児童生徒が抱える課題の早期発見や、教職員の情報の共有化、調査内容の蓄積等、効果的に活用します。
- 児童生徒一人一人の心や体調の変化の早期発見や教育支援のきっかけづくりのために、1人1台端末を活用した心の健康観察等の取組を行います。
- 児童生徒に対する「SOS の出し方に関する教育」及び教職員等に対する「ゲートキーパー養成研修（SOS の受け止め方）」を含む自殺予防教育の充実を図ります。
- 「特別の教科道徳」等における、いじめの問題への対応に係る指導を充実させるため、資料の作成や研修の充実に努めます。
- 家庭と学校が連携を図り、フィルタリングの設定や家庭内ルールの策定を推進するなど、SNSを巡るトラブル等のインターネット上の問題行動への対応の強化を図ります。
- 不登校や不登校傾向の児童生徒については、各学校において個別支援計画を作成するとともに保護者や関係機関と連携した個別指導、家庭訪問、体験活動の機会の提供などにより、児童生徒の学校復帰や自立・成長に向けて、一人一人の実態を踏まえた組織的・継続的な支援に努めます。
- 大和村教育支援センター（仮称）相談員と連携しながら、「心の居場所」としての活動の場所や相談体制を整え、児童生徒の状況に応じた支援に努めます。
- 「かごしま児童生徒健全育成サポート制度」に基づいて警察との連携を進めるとともに、生徒指導に関わる様々な機関との連携にも努めます。

I-(3) 人権教育の充実

【現状と課題】

- 「人権教育は、すべての教育の基本」であり、教育活動全体を通じて、自他の大切さを認めることができる児童生徒を育成する必要があります。また、いじめの未然防止の観点からも、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことや、個人の価値を尊重し、男女の平等を重んじる態度や実践力等を育成する必要があります。
- 子供一人一人を大切に、愛情をもって接しようとする全ての職員の姿勢は人権教育の基盤となるものであり、全職員は「見つめる」「思いをめぐらす」「向き合う」といった基本姿勢で子供と関わり、チームとなって子供の育ちを全力でつなぐ必要があります。
- 児童生徒の人権尊重の理解が知的理解にとどまり、人権感覚が十分に身に付いていない、また、教職員に人権尊重の理念が十分に認識されていないなどの状況も見られます。

- 人権教育・啓発については、関係法令等の趣旨を踏まえ、これまでも様々な人権課題に対する取組を一層充実させることが必要です。さらに、いじめや虐待といった子供の命に関わる課題に対しても、子供の人権の観点から対応する必要があります。
- 近年、いじめや不登校等の問題や性的マイノリティへの対応等、児童生徒の人権に関する課題が複雑化・多様化しており、学校、家庭、地域が一体となって人権教育に取り組むことへの必要性が高まっています。

【これからの施策の方向性】

- 全ての教育活動を通じて、児童生徒の人権尊重の精神の高揚を図ります。
- 複雑化・多様化する人権課題へ対応するため、教職員及び保護者等の更なる人権意識の高揚と資質の向上を図ります
- 一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することができる人権教育の指導内容・方法の工夫・改善を図ります。
- 社会教育における人権教育の充実を図ります。

【主な取組】

- 人権教育の全体計画・年間指導計画や共通実践事項等に基づいた実践について、日常的に点検・評価を行い、誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやることのできる学校づくりを推進します。
- 人権を取り巻く情勢が大きく変化していることに対応した、各種研修の充実や人権教育資料等の活用を通し、教職員等の人権意識の高揚や資質向上に努めます。
- 一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識し、自尊感情を高めるとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することができるよう参加型学習やソーシャルスキルトレーニングを取り入れた授業を実施するなどの指導内容・方法の工夫・改善を図ります。
- 学校、家庭、地域等が緊密な連携の下、積極的に社会教育における人権教育の充実に努めます。

I-(4) 体験活動の充実

【現状と課題】

- 本村は、奄美大島の中部に位置し、東は奄美市、西は宇検村に接し、東シナ海、湯湾岳、河川等豊かな自然環境、景観、農林水産物や歴史、文化等優れた地域資源を有しており、各学校においては、社会奉仕活動、自然体験活動、勤労生産体験活動等地域の実情に応じ創意工夫をした多様な体験活動を実施しています。
- 本村は、農林水産業を基幹産業としており、村内各地で、スモモ、タンカンなどを主とした農産物の生産及び加工品の生産、漁業などが盛んです。これらの産業を、体験学習などの教育活動に生かした食農教育が、多くの学校で実施されています。
- これらの各活動の目的や意義を生かすため、体験活動の事前指導及び事後指導を含め、教育課程への位置付けに工夫が必要です。

【これからの施策の方向性】

- 体験活動は人づくりの“原点”であるとの認識の下、地域の特性を生かし、創意工夫をこらした体験活動を推進します。
- 体験活動の意義を踏まえ、学校としてのねらいを明確にし、教育課程への適切な位置付けと体験活動の指導の工夫・改善に努めます。
- 体験活動を通して「心の教育」の充実に努めるとともに、確かな学力や豊かな人間性、健康な体力などの「生きる力」を備えた児童生徒の育成に努めます。

【主な取組】

- 小・中学校において、農林水産業者や関係団体、関係課との連携を図り、スモモ、タンカン収穫体験やサツマイモ栽培や米作り、稚エビの放流体験など、農林水産業に関わる体験学習の取組を促進します。
- アマミノクロウサギミュージアム QuruGuru、奄美野生生物保護センターでの学習を推進し、奄美大島や大和村の自然や環境について学ぶ機会を実施します。
- 各学校において、地域の清掃活動や高齢者・幼児との交流などの勤労・奉仕的体験、職場体験学習など様々な体験活動が実施されるよう支援します。
- 地域の自然や資源を生かした総合的な学習の時間等における環境、福祉・ボランティア、国際理解、郷土理解などの体験型学習を教育課程に位置付け、効果的な学習が進められるよう実践研究を推進し、指導法の改善に努めます。
- 郷土芸能の伝承やふるさとに伝わる行事への参加等、各学校や各校区で取り組んでいる、地域の特性を生かした体験活動を支援します。

I-(5) 子供読書活動の推進

【現状と課題】

- 子供の読書活動は、言葉を学び、豊かな感性や情緒を育むとともに豊かな言語力を育成し、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で重要なものです。
- 鹿児島県は、「第4次鹿児島県子供読書活動推進計画」を策定し、読書活動を推進しています。本村でも「大和村子供読書活動推進計画」を策定して、図書館等における個人貸出や団体貸出、各種おはなし会等を実施しています。これまで、学校における朝読書の実施、中央公民館図書室における移動図書車（クロウサギ号）での各学校への図書貸し出し、子供読書活動の充実のため、家庭や地域、学校等での取組が行われています。
- 児童生徒の読書量は学年が進むに従って1か月の平均読書量が減少する傾向にあります。今後、発達段階に応じた児童生徒への働きかけや、意図的・計画的な読書環境づくりを推進する必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 子供の読書活動に関する村民の関心を高めるとともに、家庭、地域、学校が連携し、社会全体での取組を推進します。
- 子供が読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努めます。
- 図書貸出システムを導入し、貸出業務の負担軽減を図ります。

【主な取組】

- 「大和村子供読書活動推進計画」を推進するために、関係教育機関・団体等への周知を図ります。
- 子供読書活動の推進について広報・啓発を行い、社会的気運の醸成を図ります。
- 中央公民館図書室との連携により、図書館関係者の資質向上や、読みきかせ、親子読書の核となる人材育成、図書館等の運営や諸活動の推進に努めます。
- 学校においては、朝の読書活動や読み聞かせ、読書週間など地域や家庭と連携し、発達の段階に応じた読書活動の推進に努めます。
- 学校図書館において、蔵書の充実を図ることにより、児童生徒の「本に親しむ」環境の整備に努めます。
- 学習や生活に役立つ本や資料を見つけ課題を解決したり、多くの本に触れ、読書の幅を広げたりすることができるように学校図書館を活用した学習に努めます。

I-(6) 文化活動の推進

【現状と課題】

- 個性豊かな文化の継承・発展・創造のためには、先人の残した文化的遺産の中に優れたものを見だし、それを生み出した精神に学び、継承し発展させることも必要です。
- 国際社会で主体的に生きていくためには、我が国や地域の伝統や文化についての理解を深め、それを尊重する態度を養う教育を充実することが重要です。
- 豊かな心や感性、創造性、感動する心などを育成するためには、子供の文化活動を推進する必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 学校において我が国や郷土の伝統と文化に関する関心や理解を深め、それを尊重し、継承、発展させる態度を育成する教育を推進します。
- 子供が文化芸術に触れる機会を拡充するなど、伝統や文化に関する教育を推進します。

【主な取組】

- 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等において我が国の伝統や文化の理解に係る取組を推進します。
- 児童生徒が、優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動へ参加できる機会の充実に努めます。
- 図画や作文コンクール等への参加の奨励や、博物館等で開催される特別展等の観覧促進に係る取組に努めます。
- 学校行事等において、地域の伝統文化の鑑賞や参加の機会の促進に取り組みます。

I-(7) 食育の推進

【現状と課題】

- 学校給食法が、その主要目的を、従来の「栄養改善」から食の大切さや文化、栄養のバランスなどを学ぶ「食育」に重きをおく改正がされました。
- 食習慣の乱れに起因する生活習慣病等の増加などの課題の解決を図るためには、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、食に関する自己管理能力を育てる食育を推進することが必要です。
- これまで、学校給食を活用した食に関する指導の充実や学校、家庭、地域の連携・協力による食育の推進に取り組み、朝食を摂る児童生徒の割合について取組の成果が現れています。
- 食に関する指導の全体計画や年間指導計画に基づいた指導を推進するために、各学校に応じた体制づくりについて個別に指導していく必要があります。また、学校、家庭、地域社会の連携・協力による食育の推進については、食を通じた家族のコミュニケーションの大切さについて普及・啓発を図る必要があります。
- 学校給食における地場産物の活用状況については、毎年1月に実施している「鹿児島をまるごと味わう学校給食」などでの県内・村内地場産食材の活用がなされています。

【これからの施策の方向性】

- 「第4次かごしま“食”交流推進計画」に沿って、関係部局等と連携し、児童生徒への健康で豊かな食生活の普及と食育を推進します。
- 学校における食育については、食に関する指導の全体計画や活動指標・成果指標に基づき、学校教育活動全体を通じた「食に関する指導」の充実を図ります。
- 学校における食育をより効果的に推進するために、学校、家庭、地域の連携・協力による食育の推進を図ります。
- 学校や栄養教諭だけでなく、地域、地元の生産者、給食センターなどが幅広く連携する体制を構築して食育の推進を図ります。
- 「学校給食衛生管理基準」を踏まえて、衛生管理の徹底を図ります。

【主な取組】

- 学校における食育については、食に関する指導の全体計画や年間指導計画に基づく、学校教育活動全体を通じた「食に関する指導」を引き続き推進します。また、栄養教諭が中核となって、学校給食を活用しながら、栄養バランスや朝食摂取などの食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化などの理解、習得に努めます。
- 児童生徒の食に関する知識や関心を高めるとともに、食に対する感謝の念や農林水産物の生産・加工についての理解を深めるため、食農教育を推進します。
- 地域における生産者や食に関する知識・経験を有する人材の積極的活用を一層推進します。
- 学校給食において、安心・安全な食材の使用や地場産物の積極的な活用を推進するために、関係機関と連携を図ります。
- 家族が食卓を囲んで共に食事をしながらコミュニケーションを図る共食の大切さについて、普及・啓発に努めます。

- 保護者等に対し、基本的な生活習慣や望ましい食生活の在り方等についての意識啓発のための取組を推進するとともに、家庭や地域との連携・協力を図ります。
- 学校給食等において、食中毒、異物混入、食物アレルギーの発生時に危機管理マニュアルに基づき迅速に対応できる職員研修などの取組を実施します。
- 給食センター、給食指導担当教諭、栄養教諭等をと連携し、食育に関する取組を行う「学校給食運営委員会」の活動を推進します。

I-(8) 体力・運動能力の向上

【現状と課題】

- 体力・運動能力の向上に当たっては、教科体育の充実を図ることはもとより、生涯にわたって運動に親しむ習慣を育むことが必要であり、教科体育を中核として、授業の中で運動の特性に十分に触れさせ、興味・関心を高めることができるように取り組んでいます。
- 近年の社会環境や生活様式の変化に伴い、日常生活において体を動かす機会が減少していることから、子供の基礎的な体力や運動能力は低下傾向にあります。また、運動やスポーツに興味をもち、積極的に運動する子供とそうでない子供との二極化が見られます。
- 本村の児童生徒の体力は全国と同様、低下傾向に歯止めがかかっています。特に、握力やボール投げといった筋力や投力、巧緻性に低い傾向が見られます。児童生徒が楽しみながら運動に親しむ習慣の育成に努め、運動への興味・関心を一層高める取組を推進する必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するために、積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣の育成を図ります。
- 児童生徒、保護者等が、体力の重要性を理解することにより、体力向上に関する意識の高揚を図るとともに、楽しみながら運動に親しむ機会をつくり、運動への興味・関心を高める取組を推進します。
- 教員の指導力を向上させるとともに、地域人材を活用するなど、学校体育の充実に取り組めます。
- 生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築する観点から、運動部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指します。
- 部活動の地域連携を進め、より専門的な指導体制を生かしたスポーツ環境を提供することを目指します。

【主な取組】

- 運動することの楽しさや喜びを味わわせるとともに、体力・運動能力の向上を図るために、体力・運動能力調査の結果を踏まえ、「一校一運動」、「体力アップ!チャレンジかごしま」等への取組を充実します
- 各学校で体力運動能力調査等の結果を分析し、体力向上についての全体計画（運動大好きっ子育成プラン）を作成するなどして、体力向上の取組を推進します。

- 「主体的・対話的で深い学び」が実現する体育の授業を実践するために、課題解決的な学習の中で、ICTの活用やペア・グループ学習などの相互支援活動を充実させるなどの授業改善を図ります。
- 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の構築のために、関係団体等に対して、必要な支援・助言や情報提供を行います。

I-(9) 健康教育の充実

【現状と課題】

- 児童生徒の生活習慣の乱れ、アレルギー疾患、性の問題行動や薬物乱用、感染症、メンタルヘルスに関する課題など児童生徒の現代的健康課題が多様化・深刻化の傾向にあり、このような様々な課題の解決を図るためには、生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培うことを目指した学校における、健康教育の充実が重要です。
- 児童生徒が、健康増進に必要な知識、能力、態度を身に付けることにより、生涯にわたって健康的なライフスタイルを確立できるよう、学校における健康教育の充実が必要です。
- 教職員、保護者、学校医等が連携して児童生徒の健康づくりに取り組む「学校保健委員会」の活動の一層の推進を図る必要があります。
- 多様化・深刻化する児童生徒の健康課題の解決には、社会全体で取り組むことが必要であり、学校、家庭、地域、関係機関等との一層の連携が不可欠です。

【これからの施策の方向性】

- 学校の実態や児童生徒の発達段階を踏まえた学校保健の充実を図るとともに、学校保健を推進するための保健組織活動の充実に努めます。
- 児童生徒の健康課題に適切に対応するために、学校、家庭、地域、関係機関等との緊密な連携を図ります。

【主な取組】

- 性に関する問題や薬物乱用、がん教育など児童生徒の健康課題の解決を図るために、関係機関等との連携強化を促進するとともに、体育・保健体育などの教科学習を中核として学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育の充実を図ります。
- 学校保健に関する調査や学校保健表彰に係る審査等を通して、保健教育や保健管理など学校保健に関する取組の充実に努めます。
- 学校保健に関する各種研修会・講習会等の内容を充実させ、教職員の指導力向上を図ります。
- 食物アレルギーなど健康面に特別な配慮を要する児童生徒への対応については、医師の診断に基づく学校生活管理指導表を活用するとともに、危機発生時の対応マニュアルを整備するなど、全ての教職員が学校保健活動に関心をもち、学校内の関係組織が十分機能する学校保健の取組を推進します。
- 教職員、保護者、学校医等が連携して児童生徒の健康づくりに取り組む「学校保健委員会」の活動を推進します。
- 地域の実情を踏まえた学校保健の取組を推進するために、医師会、歯科医師会、薬剤師会、村保健福祉課等の関係機関との連携を深めます。

Ⅱ 能力を伸ばし社会で自立する力を育む教育の推進

Ⅱ-1 「確かな学力」の定着

【現状と課題】

- 教育基本法等の改正及び、学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ今後求められる学力である①基礎的・基本的な知識及び技能の習得、②思考力・判断力・表現力等の育成、③学習意欲の向上や学習習慣の確立等を図る必要があります。
- 大和村の児童生徒の学力状況は、基礎学力の定着については一定の成果がみられますが、習得した知識・技能を活用して課題解決する力については課題が見られます。また、家庭学習については「マイゴールチャレンジ」を展開しており、平日の家庭学習の時間が1時間未満の児童生徒は、増えてきています。

【これからの施策の方向性】

- 児童生徒の学力・学習状況を鹿児島学力・学習状況調査などの客観的な調査に基づき的確に把握し、児童生徒の個々の実態に応じた学力向上策を推進します。
- 学力向上へ向けた取組を推進するために、小中連携による公開授業や授業研究を通して、教員の指導法の改善等を図ります。
- 学力向上に向けて児童生徒の基礎的・基本的な知識及び技能と思考力、判断力、表現力等、主体的に学習に取り組む態度を育成する観点から、学習者が主体となる「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進します
- 各学校において、鹿児島学習定着度調査及び全国学力・学習状況調査結果等を踏まえ、学力向上についての「P（具体的な計画）・D（共通実践）・C（検証）・A（改善策）」のサイクルを確立し、計画的、具体的な指導方法の改善などを行う取組を推進します。
- 学力向上に向けて児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等の確かな学力の育成、幅広い知識と教養、専門的能力、職業実践力の育成を図ります。
- 各教科等において、記録、論述、討論、批評などの言語活動の充実を図ります。

【主な取組】

- 多様な児童生徒の状況に応じて、1人1台端末を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。
- 県教委、教育事務所、村教育委員会の指導主事等が計画的・継続的に校内研修の充実や学習者主体の授業づくり等に向けた指導・支援に取り組みます。
- 新しい時代に求められる資質・能力の育成に向け、学習者が主体となる「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図るとともに、各学校で教科横断的な視点からのカリキュラム・マネジメントが実施されるような取組を推進します。
- 児童生徒がそれぞれの興味・関心や能力等を生かし、1人1台端末の持ち帰りにより個別最適で質の高い学びにつなげるなど、家庭学習の充実を図ります。
- 学校、家庭、地域が学力や学習状況に関する調査等の結果に基づく課題を共有し、連携して学力向上が図られるよう具体的取組を推進します。
- 「かごしま学力向上支援Webシステム」に掲載している演習問題等の利用促進、ならびに『家庭学習マイゴールチャレンジ』のより実効的な展開などにより、児童生徒の学力の定着と学習習慣の確立に努めます。

- 教員の手引書「学びの羅針盤」の活用や相互授業参観及び授業研究等を通して、学習者主体の授業が実現する授業改善の取組を推進します。
- 小中高連携により、授業公開や授業研究及び相互授業参観等を通じた研修会を開催し、その成果を村内の教員で広く共有することによって指導力向上を図ります。
- P D C A のマネジメントサイクルをより効果的に生かすため、N R T（全国標準学力検査）、A A I（学習適応性検査）等の各種調査物を用いて実態把握に努めます。

II-(2) 特別支援教育の推進

【現状と課題】

- インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導・支援の一層の充実が求められています。
- 本村においては、すべての小・中学校で校内教育支援委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名が行われるなど、障害のある児童生徒への支援体制は整備されつつあります。また、特別支援教育支援員の配置、大和村教育支援委員会の充実、県立大島特別支援学校との連携等を図っています。

【これからの施策の方向性】

- 障害のある幼児児童生徒に対する正しい理解と認識を図るとともに、相談・支援体制の更なる充実に努めます。
- 移行期の学校間連携や、雇用先等との連携を充実することで、就学前から学校卒業後まで、一貫した、切れ目ない支援がなされるように努めます。
- 小・中学校に在籍する障害のある児童生徒に対する指導・支援体制の充実に努めます。
- 就学前や学校卒業後を含めた一貫した総合的支援体制の整備に努めます。

【主な取組】

- 障害のある幼児児童生徒に対する正しい理解と認識を図るために、全ての教職員が障害や特別支援教育に係る理解を深める研修会を実施します。
- 障害のある幼児児童生徒が、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を受けることができるよう、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした段階的な検討のプロセスを踏まえた校内支援委員会を実施します。
- 個別の教育支援計画、個別の指導計画、移行支援シート等を作成し、定期的に内容を更新しながら情報の共有を行います
- ユニバーサルデザインの視点を生かした多様な学びの場を設定するとともに、交流学习や共同学習を積極的に推進します。
- 大和村特別支援連携協議会を機能化し、「個別の教育支援計画」等に基づき、関係機関との連携の下に、適切な指導及び必要な支援が行われるように支援体制の整備を図ります。学校等においては、個別の教育支援計画や移行支援シート等を作成・活用し、移行期の連携を充実し、就学前から学校卒業後まで切れ目ない支援体制の構築に努めます。
- 特別支援教育支援員を配置し、特別な支援を要する児童生徒へのきめ細かな対応に努めます。

- 全ての学校等で、基礎的環境整備を進めるとともに、本人及び保護者の意向を踏まえた合意形成を図り、適切な合理的配慮を提供することで、障害のある幼児・児童生徒が、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を受けられるように努めます。

Ⅱ-(3) キャリア教育の推進

【現状と課題】

- 児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、「社会的・職業的自立」に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する取組を通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進し、ウェルビーイングの向上を図る必要があります。
- 児童生徒一人一人の進路意識を高め、学業の必要性や意義を実感し、自分の生き方や在り方と結びつけて考えるとともに、「社会的・職業的自立」に向け、必要な基盤となる能力や態度を発達の段階に応じて育成することが必要です。

【これからの施策の方向性】

- 発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を、学校の教育活動全体を通じて推進し、児童生徒の将来の夢や目標を持っている割合や、教科学習が将来社会に出たときに役立つと思う割合が増加するなど、進路計画や将来設計への関心・意欲を高めます。
- 児童生徒が自分の生き方、働き方について考え、勤労観や職業観を自ら育み、自己実現を図るためのキャリア教育の充実に努めます。
- キャリア教育の推進には、家庭、地域（企業・事業所）、関係機関等との連携が欠かせないものであるため、よりよい関係を構築し、地域ぐるみでキャリア教育を進めていく気風を高めます。

【主な取組】

- 小・中学校の段階から、全教科で積極的にキャリア教育を推進し、早い時期からの望ましい勤労観、職業観の育成や職業に関する知識、技術の習得を図ります。
- 小学校から高等学校まで、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価する学習活動などを充実していくために、「キャリア・パスポート」を活用します。
- 事業者や商工会などと連携し、より効果的な職場体験や進路指導講話の実施等の取組を推進します。
- 「キャリア教育の全体計画及び年間指導計画」を全ての学校で作成し、体系的・系統的な取組を行います。
- キャリア教育に関する教員の研修を学校及び教育委員会が連携して実施します。
- 中学校の職場体験学習について、事前・事後も含めた学習の充実に努めます。
- 小・中学校等において、学級活動を要としながら、教育活動全体を通じたキャリア教育を推進します。
- キャリア教育に関する意識調査等を実施し、児童生徒の変容を把握しながら、取組の充実に努めます。

Ⅱ－(4) 幼児教育の充実

【現状と課題】

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培い、粘り強さや意欲など、学びを支える非認知能力等を育むことが求められます。
- 全ての子供が幼児期から質の高い教育を受けることが重要です。
- 保育所等では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を手掛かりに、学校教育との円滑な接続を図ることが求められています。
- 世帯構造や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも、身近に相談できる相手がいないなど、家庭教育を行う上での課題が指摘されており、子育てに喜びや生きがいを感じ、子供のよりよい育ちを実現できるような子育て支援が求められています。

【これからの施策の方向性】

- 保育所等において、小学校以降の教育を見通し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、その土台となる、非認知能力を含む学びに向かう力、知識及び技能の基礎、思考力・判断力・表現力等の基礎を育成することができるよう、幼児教育全体の質の向上に努めます。
- 幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、遊びを通して育まれる「自立心」や「協同性」などの「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を手掛かりに、保育所等と小学校等が連携・協働した取組を推進します。

【主な取組】

- 保育所等と小学校の円滑な接続ができるように、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとし、アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムを一体的に見直し、接続期カリキュラムを作成します。

Ⅱ－(5) 郷土教育の推進

【現状と課題】

- 地域で守りはぐくまれてきた伝統と文化に誇りを持たせ、そのよさを継承・発展させるとともに、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、他国の文化や歴史を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うために、郷土教育の推進が重要です。
- 郷土教育カリキュラム「大和村スタイル」により本村の自然や歴史、文化、伝統に触れる教育活動を展開し、郷土に関心をもち、郷土を愛する児童生徒を育てています。
- すべての小・中学校で「郷土教育の全体計画」が策定され、地域や学校の特色を生かした教育活動がなされています。
- 全国学力・学習状況調査の結果を見ると、全国平均に比べ、地域の行事や地域でのボランティア活動などに参加している児童生徒が多いことが分かります。
- 少子高齢化や過疎化等により、これまで継承してきた伝統芸能や地域の伝統行事等を受け継ぐ取組を続けることが難しくなっています。

【これからの施策の方向性】

- 地域と学校が連携を図りながら、郷土教育の推進を図ります。特に、小学校においては郷土教育カリキュラム「大和村スタイル」の実践を充実させていきます。
- 各学校で、総合的な学習の時間、その他の時間等で地域の特色を生かした郷土芸能や伝統産業を体験する活動や先人に学ぶ活動などの充実を図り、誇りをもって大和村の伝統や文化の豊かさを伝えられる人材の育成に努めます。
- 過疎化の進行等に伴い、貴重なふるさとの文化の継承が困難となりつつあることから、関係機関と連携しながら、継承できる仕組みづくりなどの取組に努めます。
- 各学校において、郷土芸能や伝統産業を体験する活動や先人の業績や生き方について学ぶ活動などの充実を図り、鹿児島県の魅力を語れる人材の育成に努めます。
- 地域行事への参加など、地域の中で児童生徒を育成する素地がある状況を生かすとともに、地域にある歴史民俗資料館などの施設利用の促進なども含め、郷土教育の推進を図ります。
- 郷土鹿児島県に誇りを持ち、未来を担う児童生徒を育てるために、教職員が鹿児島県の文化、歴史、伝統等についての理解を深め、教育実践がなされるよう、郷土教育に関する教職員の資質の向上を図ります。
- 貴重な鹿児島県の伝統文化の継承について、関係機関と連携しながら、継承できる仕組みづくりなどの取組に努めます。

【主な取組】

- 各学校において、授業や学校行事等を通して、観光資源など郷土の素材を生かしながら、郷土の魅力について調べ、発表し合うなど郷土に根ざした教育活動の一層の充実を図ります。
- 郷土教育カリキュラム「大和村スタイル」の充実発展を図り、郷土の魅力について調べ、発表し合うなど、郷土に根ざした教育活動を教育課程に位置付けます
- 各学校において、学校行事や授業等で、地域と学校がより連携して、地域に根ざした特色ある郷土教育の取組が行われるよう指導します。また、「県民の日」において、郷土の歴史や文化など、郷土に対する理解と関心を深めるための取組に努めます。
- 「かごしまジュニア検定」や「かごしま検定」（鹿児島県観光・文化検定）などについて、児童生徒の受検や教員研修での活用を推奨するとともに、関係機関との連携を図るなど必要な条件整備を行います。
- 各地域との連携を強化し、郷土素材の収集、吟味、教材開発等を行うとともに、これまで発行した郷土教育資料の内容を、吟味・精選し、再構成するなどして、郷土について学ぶ取組を支援します。
- 「ふるさとの心」や「郷土の先人」、「不屈の心」等、郷土に関する資料を活用し、道徳教育の充実を一層図るとともに、指導事例を学校に配布するなどして、郷土教育の充実を支援します。
- 郷土教育に関する教職員の研修の充実を努めます。
- 学校給食における地場産物の活用や、地域の郷土食等の提供などを通して、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めます。

Ⅱ－(6) 教育 DX の推進

【現状と課題】

- 1人1台端末を日常的な学習活動の充実や緊急時の学習保障の手段として、まずは基本的な操作方法の習得等から段階を踏んで取組を進め、端末を文房具として、より日常的・主体的で効果的な活用となるよう各校で創意工夫ある教育実践を積み重ねています。
- 令和7年度の調査では、授業でICTを毎日活用している割合やICTが学習に役立つと考える児童生徒の割合が本村は全国・県平均を上回っています。ただし、「考えをまとめて発表する」、「理解度・進度に合わせて課題に取り組む」場面では、県・全国平均を下回ることもあり、1人1台端末の活用の充実が求められます。
- 感染症拡大や災害発生等の緊急時には、原則としてオンラインで学習することとしており、全ての学校で学習保障が行える準備が整っています。

【これからの施策の方向性】

- 教科指導等におけるICTの効果的な活用により、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うとともに、児童生徒の情報活用能力の育成に努めます。
- 情報化社会において、適正な活動を行うための基になる人権の尊重や危険回避、健康との関わりなどの理解と態度を育成する情報モラル教育の充実を図ります。
- 論理的思考力を高めるために、プログラミング教育の充実を努めます。
- ICTを活用し、児童生徒の情報を共有することによる、きめ細かな指導を目指すとともに、学校の情報発信に努めます。
- ICTを活用した教育の推進のために必要な体制を整備し、校務のデジタル化・校務DXなど、学校における働き方改革の実現に向けた取組を推進します。

【主な取組】

- 授業や家庭学習の学びのサイクルの中で、1人1台端末や授業支援アプリ（Google、ロイロノート）、デジタル教科書、教育データ等の効果的な活用を通して、個別最適な学びや協働的な学びを実現します。
- 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の実現に向け、各教科等においてインターネット回線を利用した遠隔授業やICT機器を活用した授業実践を推進します。
- 新学習指導要領において、情報活用能力（情報モラルを含む。）が学習の基盤となる資質・能力として位置付けられたことを踏まえ、各教科や総合的な学習の時間等においてICTなどを積極的に活用し、児童生徒の情報活用能力を育成します。
- ネット依存や情報モラル等について、児童生徒への指導を行うとともに、啓発資料の活用や各種研修会への職員派遣などを通して、フィルタリングの設定や家庭内ルールの策定に係る保護者への啓発に努めます。
- 教職員が校務においてICTを活用し、児童生徒の情報共有や効率的な成績処理など、きめ細かな指導を行えるような環境の整備を推進します。
- 学習者用コンピュータや普通教室における無線LANなど、学校におけるICT環境の整備に努めます。
- 学校における情報セキュリティの確保に取り組み、教師及び児童生徒が安心して学校でICTを活用できる環境の整備に努めます。
- 村教育DXアドバイザーと連携し、教育DXを積極的に推進していきます。

Ⅱ-(7) 社会の変化に対応した教育の推進

① 国際理解教育の推進

【現状と課題】

- グローバル化、一層の進展が予想される中、日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、コミュニケーション能力、主体性・積極性や異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成するため、国際理解教育を推進することは重要です。
- 各学校では、外国語教育の充実が図られ、ALTとのTTによる授業などを通して児童生徒の実践的なコミュニケーション能力を高めたり、地域に住む外国人を招いて異文化体験を行ったりするなどの実践的取組が広がっていますが、単なる体験や交流活動に終始するなど、深まりのない取組となっている例も見られます。
- 令和5年度より、村の事業として中学生を海外に派遣する国際交流事業を実施し、生徒のコミュニケーション能力の育成や積極的な態度の育成を図っています。
- 学習活動の中では体験活動や交流活動に加え、他を尊重し、自分の考えや思いを発信するなどの活動を充実させる必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 日本や外国の言語や文化を理解する機会を設け、郷土への愛着や誇りを持たせる教育活動を推進します。
- 各学校では、これからの国際社会において自ら思考・判断し、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことを目指した教育活動を推進します。
- ALT と実際の生活場面に即したコミュニケーション等を体験することで、外国語に楽しく慣れ親しみ、海外についての興味・関心を高めます。
- 隔年実施の国際交流事業が、村の児童生徒にとって外国語教育及び国際理解教育の充実につながるような活動していきます。

【主な取組】

- 小学校において、外国語教育の早期化、授業時数の増加に対応するとともに、「聞くこと」や「話すこと」を中心とした活動の充実を図ります。小学校中学年では外国語に慣れ親しむ外国語活動、高学年では中学校への円滑な接続を図るための外国語科の授業づくりを推進します。
- 我が国や外国の文化や習慣などを調べたり、比べたり、体験したりしたことについて、教科を横断して、議論や発表、発信するなどの幅広い学習活動を展開します。
- 外国語による言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を身に付けられるよう、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図ります
- ALT等との交流を深めるなど、児童生徒が外国語を使ってコミュニケーションをとる機会の提供を推進します。
- 隔年実施の国際交流事業を通して、学んだ英語が役立つことを実感させ、「英語『を』学ぶ」から「英語『で』学ぶ」意識を高めます。我が国や外国の文化や習慣などを比べたり、調べたり、体験したりしたことについて、議論や発表するなどの幅広い学習活動の展開に努めます。
- 外国語教育及び国際理解教育に関する教職員の研修の充実を図ります。

② 環境教育

【現状と課題】

- エネルギー・環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって重要な課題であり、教育基本法に、教育の目標として「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が新たに規定されています。
- 大和村は、世界自然遺産への登録された豊かな自然が広がるとともに、アマミノクロウサギミュージアム「Q u r u G u r u」、野生生物保護センターもあり、多様で固有性の高い生態系について学ぶことができます。
- 「鹿児島県環境教育等行動計画」に基づき、「人と自然が調和する地球にやさしい社会づくり」を担っていく人材の育成を図るための環境教育を推進しています。
- 環境教育については、小・中学校において、理科、社会、道徳、総合的な学習の時間などで、自然の豊かさとそれを支える地球環境、開発と環境保全とのバランス、環境に配慮した消費生活等について学習しており、すべての小学校では、体験的な活動も取り入れています。今後も各教科等の学習と体験的な活動を関連づけて、地域の自然の豊かさや環境保全への理解を深めさせます。

【これからの施策の方向性】

- 持続可能な社会の担い手の育成及びウェルビーイングの向上を図るため、学習指導要領に基づき各教科等の学習と体験的な活動を関連付けて、教科等横断的な環境教育を進めます。
- 「鹿児島県環境教育等行動計画」に基づき、学校と地域の人材や関係団体等との連携・協働を図り、地域の特性を生かした自然体験活動の取組を推進します。
- アマミノクロウサギミュージアム「Q u r u G u r u」や野生生物保護センターとの連携を図りながら、生物多様性等への理解を深め、自然保護や環境保全への意識を高める学習を一層推進します。

【主な取組】

- 各教科や総合的な学習の時間、総合的な探究の時間、特別活動などの授業における学習やりサイクル、ごみの分別など日常生活における活動等、教育活動全体を通して、環境保全活動及び環境教育の充実・推進を図ります。
- 地域の環境保全への参加意識を育てる環境美化活動の充実を図ります。
- 「奄美」は世界的にも貴重な、固有種や動植物の非常に重要な地域です。この貴重な島の自然について学び、どのような植物や動物がいるのか、それらの自然と人々が、どのように関わってきたのかについて、学習し理解を深めます。
- 環境教育を推進するための核となる人材の育成を図ります。

③ 福祉教育・ボランティア活動の推進

【現状と課題】

- 児童生徒が乳幼児や高齢者及び介護を必要とする人の気持ちにふれたり、生活上の困難さを体感したりして、福祉や介護への関心を高め、よりよい生き方を目指していくことは極めて重要です。今後一層の高齢化が進行する中で、一人一人の児童生徒に福祉や介護に関する問題意識を身に付けさせる取組を進め、ウェルビーイングの向上を図っていく必要があります。

- 本村では、各学校が総合的な学習の時間等で福祉施設の訪問活動等を実施しており、これらの体験学習を行っていない学校でも、家庭科や社会科でバリアフリーやボランティア活動などについて学習したり、地域の高齢者との交流活動を実施したりしています。

【これからの施策の方向性】

- 児童生徒の発達段階を踏まえた、「福祉の心」を育てる教育の充実に努めます。
- 関係機関等との連携を深めて、福祉やボランティアに関する体験的な活動の充実に努めます。

【主な取組】

- 児童生徒の発達段階に応じ、乳幼児・高齢者・障害者に対する思いやりの心などを醸成するための指導計画や教職員の指導力の向上に努めます。
- 関係団体や地域の福祉施設等との連携により、福祉・ボランティアに関する体験活動の充実に努めます。

④ 消費者教育

【現状と課題】

- 近年、消費者を取り巻く社会経済状況は厳しく、消費生活と経済社会との関わりが、グローバル化、高度情報化の進展等により多様化・複雑化し、地域・家族のつながりが弱まるなか、消費者被害も多様化・深刻化しています。このような中で、児童生徒の発達の段階を踏まえ、消費生活についての基礎的な知識や基本的な考え方を習得させることによって、資源や環境に配慮し、消費者として適切に意思決定する能力や、責任をもって行動できる能力を育成することが求められています。
- 学校では、学習指導要領に基づき、物やお金の大切さに気付かせるとともに、計画的な使い方などの消費生活や消費者の権利と責任などについて学習しています。また、クレジットカードの安易な使用や消費者金融への依存による多重債務や自己破産が社会問題化していることを理解させるとともに、消費者トラブルの未然防止や自立支援なども含めた消費者行政等についても学習しています。

【これからの施策の方向性】

- これからの変化の激しい社会において、自ら思考し判断することのできる金銭・金融感覚を持った児童生徒の育成を図ります。
- 消費者トラブルの防止など、児童生徒の発達の段階に応じた消費者教育の充実に努めます。
- 成年年齢の引き下げに対応した契約の重要性や、消費者保護に関する指導の充実に努めます。
- 情報機器等を利用した架空請求など、多様化する問題に対応する能力を育成します。

【主な取組】

- 物の大切さ、勤労の価値と意義、健全な金銭感覚、金融の仕組み、消費者保護等について理解させ、消費者として主体的に判断し、責任をもって意思決定できるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導計画の作成や教材の活用、教職員の指導力の向上に努めます。
- 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」に基づいて、教育活動の全体を通じて、児童及び生徒の発達段階に応じた消費者教育を推進します。
- 情報機器等を利用した消費者トラブル等について、啓発資料の活用等を通して児童生徒の指導や保護者への啓発を推進します。

⑤ 主権者教育

【現状と課題】

- 公職選挙法の改正に伴う選挙権年齢引下げをうけ、満18歳を迎えた高校生が、有権者として適切に行動できるよう、発達の段階において計画的な指導が行われています。
- 学校では、学習指導要領に基づき、主体的に社会の形成に参画しようとする態度や多面的・多角的に考察して表現する力の大切さに気付かせるとともに、副教材を活用した学習をしています。
- 小学校高学年を対象に「子ども議会」を開催し、村政への関心を高める活動を行っています。
- 主権者として、将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養や、よりよい社会の実現に向け、課題を主体的に解決しようとする態度を育成することが必要です。

【これからの施策の方向性】

- 主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を発達の段階等に応じて身に付けさせます。
- 子供議事を単に議会の仕組みを学ぶ場でなく、村政への関わりを意識できるような場と捉え、地域課題に関する学習の充実に努めます。
- 政治的中立性の確保に留意しながら、国家及び社会の責任ある形成者となるための政治的教養を高める教育の充実に努めます。

【主な取組】

- 各教科、総合的な学習の時間、特別活動等において、関係機関と連携して、模擬投票などの体験型の学習や出前授業等の主権者教育を計画的に実施します。
- 子供議事を単に議会の仕組みを学ぶ場でなく、大和村議会や村当局と連携を図り、村政への関わりを意識できるような場と捉え、地域課題に関する学習の充実に努めます。
- 児童生徒が主体的に判断し、責任をもって意思決定できるよう発達の段階に応じた指導計画の作成や教職員の指導力の向上に努めます。

Ⅲ 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

Ⅲ-1) 開かれた学校づくり

【現状と課題】

- 教職員による学校の自己評価及び保護者等による学校関係者評価の実施・公表による開かれた学校づくりの推進とPDCAサイクルの充実・改善が求められています。
- 学校において自己評価、学校関係者評価が実施されており、またその結果は公表されています。
- 地域が育む「かごしまの教育」県民週間は、全ての学校で取り組まれ、毎年多くの村民が参加するなど、活発に取り組まれています。

【これからの施策の方向性】

- 各学校で実施している学校評価を基にした学校運営のPDCAサイクルの充実・改善に努めます。
- 地域に信頼される学校づくりを進めるため、各学校が家庭や地域に説明責任を果たすことにより、学校、家庭、地域の緊密な連携を推進します。
- 保護者や地域住民への学校開放に関わる行事を推進し、県民一人一人が教育について考える気運を高めます。
- 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指して、学校全体で児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握するとともに、地域の教育資源や人材を生かし、教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めます。

【主な取組】

- 教職員による学校の自己評価と保護者等による学校関係者評価が、すべての学校においてさらに充実されるよう取組を推進します。また、各学校が、評価結果の公表など積極的な情報公開やその結果に基づく各教科の授業改善をはじめとする学校運営の改善を図る取組を推進します。
- 学力や学習状況に関する調査等の結果をもとに、各学校が校内におけるPDCAサイクルを構築し、アクションプランを作成・実施し、成果や課題を把握しながら、計画的、具体的な改善を行うようにします。また、学校での取組を公表することにより、学校、家庭、地域が学校の課題を共有し、連携して学校改善が図られるよう具体的取組を推進します。
- PDCAサイクルに基づく学校運営改善の充実を図るため、効果的な自己評価の在り方や学校関係者評価の進め方等についての研究を進めます。
- 学校からの評価報告書に基づいた支援や条件整備等が適切に改善されるよう、努めます。
- 11月1日から7日までを地域が育む「かごしまの教育」県民週間として設定し、この週間において各学校の教育活動を公開し、開かれた学校づくりの取組を推進します。
- カリキュラム・マネジメントに関する研修をとおして、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげます。

Ⅲ－(2) 学校運営の充実

【現状と課題】

- 校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、児童生徒に必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校を実現することが求められています。
- 管理職の資質向上を図るため、教育の動向や社会の変化を踏まえた校長・教頭研修会の内容充実に努める必要があります
- きめ細かで質の高い教育や特色ある教育の展開を支援・強化するための教職員配置に努めています。
- 教職員による学校の自己評価及び保護者等による学校関係者評価の結果を踏まえた学校運営の改善を図ることが必要です。
- 学校における課題が複雑化・多様化する中、学校の役割は拡大せざるを得ない状況となっており、一方で教員の長時間勤務という形で表れています。
- 学校と地域の人々が学校運営についての目標を共有し、一体となって地域の児童生徒を育てていくためには、保護者や地域住民等が学校運営に参画することがこれまで以上に求められています。

【これからの施策の方向性】

- かがしま県教員等育成指標に示された管理職に求められる資質を高める研修を実施するなど必要な取組を推進します。
- 教職員以外の心理や福祉等の専門スタッフが、それぞれの専門性を生かし、連携・分担して課題に対応する「チームとしての学校」の取組を推進します。
- 家庭や地域に説明責任を果たす「信頼され、地域とともにある学校づくり」に努め、必要な取組を推進します。
- 学校運営協議会を機能させ、保護者や地域住民等が学校運営に参画するための体制を充実させ、家庭や地域と学校との連携・協働を推進します。

【主な取組】

- 管理職としての人格・識見に優れ、心身ともに健康で、今日的課題に対応できる管理職の登用を図ります。
- 管理職として社会の要請に的確に対応できるよう、明確なビジョンや実践的指導力を養うための研修の充実を図ります。
- 活力ある学校教育を実施するため、学校運営上の必要性を一層考慮した教職員定数の確保や適材適所の教職員配置などの人事管理に努めます。
- 「チーム学校」としての教育体制の整備を推進するとともに、教職員への研修等を実施し、組織的な体制により児童生徒のための支援を行います。
- 「学校における業務改善方針」を踏まえ、数値目標を設定し、中長期的な具体的取組を実施します。
- 学校事務の一層の適正化により効率化を進め、事務職員の主体的・積極的な校務運営への参画を推進します。
- 学校評価等により、学校運営の改善や学校組織の活性化等を推進します。
- 学校運営協議会制度を推進し、保護者や地域住民の学校運営への参画を促す取組を推進します。

Ⅲ－(3) へき地・小規模校教育の振興

【現状と課題】

- 本村の小学校5校のうち、4校が複式学級を有しており、1校（湯湾釜分校）は平成25年度より休校中です。これらのことから、へき地・小規模校教育の振興を図ることは、本村教育の振興を図る上で大変重要です。
- へき地等には、豊かな自然や大切に守られてきた地域の伝統芸能など様々な教育資源が見られ、総合的な学習の時間等で、地域の伝統文化などを生かした特色ある教育活動が展開されています。

【これからの施策の方向性】

- へき地・小規模校ならではの「よさ」を積極的に生かした特色ある教育活動を推進します。
- 複式学級の指導の在り方や各教科等の授業の進め方等に係る教職員の指導力の向上を図るとともに、へき地・小規模校に勤務する教職員の研修機会の確保に努めます。

【主な取組】

- へき地・複式教育指導資料の作成・配布や実践事例の紹介により、へき地・複式教育の充実に努めます。
- 他校との交流学习や小規模校同士の集合学習、複数の学年による合同学習の促進やICT機器等を活用した教育方法の改善等により、へき地・小規模校の活性化に努めます。
- 複式・少人数の指導法に関する研修の一層の充実に努め、教職員の資質向上に努めます。

Ⅲ－(4) 教職員の資質向上

【現状と課題】

- 児童生徒が、基礎的・基本的な学力を含め、心豊かにたくましく生きる力を身に付けるとともに、それぞれの個性や能力を伸ばすような教育が行われるよう、教育者としての使命感や責任感、教育の専門家としての確かな力量など、教職員の資質を総合的に向上させることが求められています。
- 教職員の資質向上を図るために、初任者研修や経験年次別研修、新任校長などの職務別研修を行うとともに、カウンセリングに関する研修など、教職員の希望に応じて受講できる研修を実施しています。
- 信頼される学校づくりのため、教職員の資質向上を図る必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 優れた人材の育成に努めるとともに、教職員の人事評価の一層の充実などにより、適切な服務監督に努めます。
- かごしま教員育成指標及び教員等研修計画に基づき、教職員研修の内容の充実、精選、効率化を図り、教職員の資質・能力の向上に努めます。
- 信頼される学校づくりのための委員会の充実に努め、学校の活性化対策を話し合い、実践することで、教職員の所属感や自己有用感の高揚を図ります。

【主な取組】

- 教職員に対する各種研修の改善・充実に取り組むとともに、校内研修や各種教育関係機関の機能を生かした研修を推進します。
- 先進地視察研修等を通して、教職員の視野を広げ、教育者としての使命感、豊かな教養等の涵養に取り組みます。
- 教員として必要な最新知識を身に付けさせるための教員免許更新制が、円滑に実施されるよう関係機関との連携や教職員等への周知を図ります。
- 教職員の意欲を高め、資質能力の向上を図ることによる学校の活性化を目的とした教職員の人事評価の一層の充実に努めます。
- 学校教育における教育実践等に顕著な実績のある教職員を表彰制度に推薦します。
- 教職員の意欲及び資質の向上を図るため、優れた実績を上げた教職員及び教職員組織を優秀教職員として表彰を行います。
- 良好な教育環境を児童生徒に提供するため、資質の向上を必要とする教員に対しては、関係機関との連携を図り、指導法改善研修等を実施し、指導力の向上を図ります。
- 信頼される学校づくりのために、服務規律に関する指導の徹底を図ります。

Ⅲ－(5) 安全安心な学校づくり

【現状と課題】

- 学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童生徒の「生きる力」をはぐくむための教育環境として重要な意義を持つだけでなく、地震などの災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要です。
- 村内の学校施設の建物構造体の耐震化は、現在使用していない今里小学校特別校舎を除き、100%となっています。
- 鉄筋コンクリート建築物の耐用年数とされる建築後 47 年以上経過した建物は本村においては該当のない状況ですが、今後、増加するため、建物の長寿命化などの対策が必要になっています。
- 村内の全ての学校においては、東日本大震災の教訓等を踏まえ、様々な災害を想定して、校内の防災体制を整えるとともに、児童生徒が安全かつ迅速に避難できるよう避難訓練等を実施しているところです。今後も引き続き児童生徒に対し、様々な災害に応じた避難方法等を理解させるとともに、児童生徒自らが正しい判断と臨機応変の行動がとれるように指導する必要があります。
- 近年、学校や通学路での児童生徒に関わる事件・事故が発生しています。児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校、家庭、地域の連携を深め、学校における安全管理に関する取組を一層充実させる必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 老朽化した学校施設の改修による機能改善を図ります。
- 社会状況の変化・多様な学習活動等に対応できるよう、老朽化した学校施設を機能改善するとともに長寿命化を図ります。
- 関係機関と連携し、児童生徒への安全教育を推進するとともに、各学校の安全管理体制整備を推進します。

- 防犯教室や避難訓練等の実施により、児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせる安全教育を推進します。
- 警察等と連携し、不審者情報等児童生徒の安全に関する情報を共有し、事件・事故や自然災害からの安全確保を図ります。

【主な取組】

- 「危機管理マニュアル」の作成や学校安全計画の策定などにより、各学校で安全体制を整備します。
- 学校施設の老朽化や危険箇所の点検結果を踏まえて、安全・安心な学校施設の整備に取り組みます。また、遊具などの学校が管理する設備・備品についても、整備、充実に取り組みます。
- 学校においては、人に重大な被害を与えるおそれのある非構造部材の耐震化について、引き続き対策を実施します。
- 学校施設を長期にわたり、有効に活用するため、老朽化した学校施設の適時適切な、改築や改修整備を行うとともに、建物法定点検等により、施設の安全管理を図ります。
- 学校安全教室や避難訓練等の実施により、児童生徒に危険予測・危険回避能力を身に付けさせるための安全教育を積極的に推進します。
- すべての学校において、実態に応じた危険等発生時対処要領を作成するとともに、随時見直しを図り、最新の情報に更新するよう努めます。
- 学校と家庭、地域が連携して、児童生徒自ら緊急時に正しい判断と臨機応変の行動がとれるような指導體制の充実に努めます。
- 警察等と連携し、不審者情報等児童生徒の安全に関する情報を共有し、事件、事故からの安全確保を図ります。

Ⅲ-(6) 「学びのセーフティーネット」の充実

【現状と課題】

- 家庭の経済状況に関わらず、全ての子供が質の高い教育を受けられるよう、切れ目のない経済的支援や学習支援等の総合的な対策を進めることが重要です。
- 経済的困難を抱える家庭の子供もしっかりとした学力を身に付けることができるよう、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障を図るとともに、学校を窓口とした福祉関係機関等の担当者との連携、幼児期から高等教育段階までの切れ目のない経済的支援、地域住民等の協力による学習支援等の総合的な対策を進めることが求められています。
- 経済的な理由により就学困難と認められる小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費などの就学援助を実施していますが、援助を受ける生徒は、年々増加する傾向にあります。
- 高校卒業後の家計における教育費負担の軽減を図るため、鹿児島県や国においても奨学金制度が創設されています。また、本村においても独自の奨学金制度があり、周知が図られたことにより年々活用する学生が増加しています。

【これからの施策の方向性】

- 小・中学校の児童生徒への就学援助を適正に実施します。また、奨学金制度等の周知や積極的な活用の促進を図るなど、経済的理由により支援が必要な生徒及び学生に対して、必要な支援が行われるような取組を推進します。
- 家庭の経済状況や地理的条件等にかかわらず、安心して教育を受けられるよう、多様なニーズに応じた環境づくりを図ります。経済的理由により、就学の道が閉ざされることのないよう、必要な支援を推進します。
- 高等学校等における教育に係る経済的な負担の軽減を図るとともに、経済的理由により、就学を断念することがないように、必要な支援を行います。
- 生活困窮世帯の子供は、自尊心の醸成、ソーシャルスキルや生活環境の向上といった生活面の課題を抱えている場合があることや、子供との関わりが少ない親等の養育に関する課題のため、親への養育支援等や地域における家庭教育支援の推進に向けた子育て支援との連携を進めます。

【主な取組】

- 義務教育に係る教育費について、経済的な理由により就学困難と認められる小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費などの就学援助を引き続き実施します。
- 子供の貧困対策については、学校をプラットフォームとした総合的な対応を図るため、福祉等の関係部局やスクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携しながら、学校・保護者に対して、支援事業や教育相談等の情報発信を行います。
- 高校卒業後の家計の教育費の軽減を図るため、本村独自の奨学金制度等適切に運用するとともに、国・県の制度の周知を図ります。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの資質向上を図るための研修会や関係機関で連携するための協議会へ積極的に出席させるなどして、児童生徒の置かれた様々な環境の問題へより効果的な対応ができるように努めます。
- 地理的条件等にかかわらず、安心して教育を受けられるよう、多様なニーズに応じた環境づくりを図ります。
- 生活困窮世帯に対する子供の学習支援に加え、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や、子供等の教育及び就労（進路選択等）に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整に努めます。

IV 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進

IV-(1) 地域ぐるみで子供の育成

【現状と課題】

- 本村には、地域住民同士の結びつきや助け合いの精神が残っていることに加え、教育を大事にする伝統があります。各地域において、各種団体等による子供の育成に関する様々な活動が行われています。
- その特性を生かしながら、更に地域全体で児童生徒の学びや成長を支えるとともに、活力ある地域づくりのための体制づくりを進める必要があります。
- これまでに、地域住民による学校支援活動として「かごしま学校応援団」の取組等が行われており、「地域の中の学校づくり」が進められています。
- 今後は、地域内のより多くの地域住民や団体等が連携・協働し、児童生徒の成長を支える「地域学校協働活動」として、必要に応じ多様な活動を展開していく必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 次代を担う児童生徒の成長に向け、多くの地域住民や多様な団体等が連携・協働した「地域学校協働活動」等を必要に応じ推進します。
- 地域と学校の活動をつなぐ地域学校協働活動推進員等の養成と資質向上に努めます。
- 多くの地域住民や多様な団体等の理解と参画を得て、県全域で「地域学校協働活動」の取組がなされるように、広報・啓発に努めます。

【主な取組】

- 地域学校協働活動等を推進するための必要な体制を整備します。
- 地域内の各種団体等や地域と学校が、相互にパートナーとして連携・協働するためのより効果的な活動内容や方法について研究します。
- 地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員等の研修へさんかさせます。
- 「青少年育成の日（毎月第3土曜日）」の取組を生かしながら、家庭・学校・職場・地域が一体となった青少年の健全育成を推進します。
- 優れた知識や経験、技術等を持った地域住民が学校教育活動に参画したり、児童生徒が放課後や休日等に学習活動や体験活動等に参加したりする取組を推進します。

IV-(2) 地域を支える次世代の人作り

【現状と課題】

- 地域の中で大人や異年齢の子供と交流し、様々な体験を積み重ねることで、豊かな人間性や主体性、社会性、責任感が育まれることから、地域は子供が生活し成長する場として、重要な役割を果たしています。
- 本村には、教育的な風土や伝統があります。また、それぞれの校区には、青少年の健全育成を願った昔から伝わる行事も数多く残っています。これらの教育的資源を生かしながら、ふるさとに誇りをもち、心身ともにたくましい子供を地域ぐるみで育成することが求められています。
- 本村では、異年齢による子供会等が活動していますが、少子化による会員の減少、部活動やスポーツ少年団との両立などの課題があります。

- 少子高齢化や人口減少などから派生する、地域の活力低下への対応として、地域リーダーの養成が求められています。

【これからの施策の方向性】

- 地域社会に蓄積された様々な知恵を生かし、学校、家庭、地域が一体となった青少年の健全育成のための活動を推進し、地域を支える人材を育成します。
- 様々な地域での活動の中核となり、コーディネートできる中高校生・青年層のリーダー育成や大人の指導者の養成を図ります。

【主な取組】

- 鹿児島県においては次代の鹿児島や国を担う、知性と豊かな心を兼ね備えた国際人として通用するリーダーを育成するため、「かごしま子供リーダー塾」を実施します。
- 地域での活動の中核となり、コーディネートできる中高校生のリーダーや大人の指導者を養成するための指導者養成研修会が実施されます。
- 青年層を対象として、地域リーダーを養成する研修に参加させます。
- 放課後や休日等に学習活動や体験活動、地域住民との交流活動等を実施するなどの取組を推進します。
- 活動の中核となる中・高校生のリーダーや大人の指導者を育成するための研修を実施します。

IV-(3) 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり

【現状と課題】

- 子供の見守り活動が形骸化することがないよう、PTA、地域住民、警察をはじめとする、関係機関等やスクールガードリーダー等との緊密な連携を図り、地域や団体の範囲を広げ、学校保護者が一体となった、安全管理体制の一層の充実に努める必要があります。
- 近年、学校や通学路での児童生徒に関わる事件・事故が発生しています。児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校、家庭、地域の連携を深め、学校における安全管理に関する取組を一層充実させる必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 学校、家庭、地域、警察等の関係機関が連携して、地域全体で子供の安全を見守る体制を整備します。
- 更なる地域ぐるみによる児童生徒等の安全確保に努めるため、地域のボランティア団体等と一体となった取組を推進します。
- 防犯教室や避難訓練等の実施により、児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせる安全教育を推進します。
- 警察等と連携し、不審者情報等児童生徒の安全に関する情報を共有し、事件・事故や自然災害からの安全確保を図ります。

【主な取組】

- 学校・家庭・地域・警察等の関係機関が連携して、地域全体が子供の安全を見守る体制の整備に努めます。
- スクールガードや地域の防犯ボランティア団体等を対象とした研修会を県内全地区で開催し、児童生徒の事件・事故防止に努めます。
- 警察等と連携し、不審者情報などの児童生徒の安全に関する情報の共有を図り、事件・事故の未然防止に努めます。
- 学校安全教室や避難訓練等の実施により、児童生徒に危険予測・危険回避能力を身に付けさせるための安全教育を積極的に推進します。
- 地域のボランティア団体や自主防災組織、「子供110番の家」等との連携を強化することにより、地域ぐるみでの安全確保の取組を推進します。
- スクールガードリーダーの委嘱を推進するとともに、学校安全ボランティアであるスクールガードの養成・研修を推進します。
- すべての小・中学校で作成・活用している「学校安全マップ」等をもとに、学校、家庭、地域、警察、自治体の関係部局等の関係機関が連携し、学校や地域の実情に応じた児童生徒の安全確保体制の強化の推進を図ります。
- サイバー犯罪に対する研修を強化し、タブレット端末・スマートフォン等でのインターネットの子供の活用について、防犯対策の取組を推進します。

IV-(4) 家庭の教育力の向上

【現状と課題】

- 「家庭は教育の原点」と言われるなど、家庭教育は全ての教育の出発点であり、乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、子供が基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で極めて重要な役割を担っています。
- 核家族化や少子化、地域の連帯意識の希薄化により、子育てに対する不安や悩みを抱えたまま保護者が孤立してしまうなど、家庭教育が困難な現状が指摘されています。
- 毎月第3日曜日を全ての家庭が円満で明るい家庭をつくれるよう、「家庭の日」と定めていますが、定着しておらず、また、近年、家庭の教育力の低下が指摘されています。

【これからの施策の方向性】

- 家庭教育の自主性を尊重しつつ、教育の原点である家庭の教育力を高めるため、地域ぐるみで子育てを支援する基盤の整備に努めます。
- 家庭教育を支援するための学習機会の提供や保護者を対象とした相談体制の整備を図るとともに、家庭教育に関する情報の提供に努めます。
- 市町村、学校・家庭・地域、保健福祉関係機関、企業等と連携し、家庭教育支援を推進します。

【主な取組】

- 本村の恵まれた自然や今に残る伝統文化・歴史等を活かして、心身ともに健全な子供の育成だけでなく、親や家族とともに育っていける環境づくりを推進し、地域や職場等社会が一体となった子育てを支援していくよう取り組みます。
- 家庭教育の重要性への理解、認識を深めるとともに、家庭の教育力の向上を図るため、保育園、小・中学校の保護者を対象に行う「家庭教育学級」、小学校の就学時検診時に行う「就学前子育て講座」など、一層の充実を図ります。
- 子育て等について、気軽に相談できる機会の充実や相談に適切に対応できる人材の育成に努め家庭教育に関する相談体制の整備を図ります。
- 子育てに関する講座や家庭教育啓発資料等、子育てのための情報提供を推進します。
- 「家庭の日」の取組の充実を図ります。
- 家庭教育に関するニーズを適切に把握し、研修会の内容を工夫・充実して家庭教育を支援する人材の養成・資質の向上に努めます。
- 教育・福祉・医療をはじめ、関係機関・団体・企業等と連携し、それぞれの分野の有する特徴や専門性を生かして、課題を抱えている家庭等への支援の充実を図ります。

V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

V-1) 生涯学習環境の充実

【現状と課題】

- 人生100年時代を見据え、人々がそれぞれのニーズに応じた多様な学習や学び直しの機会を充実させ、その学習成果を社会に生かしていくことができる生涯学習社会を構築することが求められています。
- 社会の急激な変化に伴い、一人一人が社会の中で自立して、他者と連携・協働しながら生涯にわたって生き抜く力や、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付ける必要があります。
- 障害者が学校卒業後を含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、学習機会の提供や学習環境の整備を図る必要があります。
- それぞれの学習成果を活用し、地域社会の中でまちづくり活動等に活かしていくことができるように環境の整備・充実を図ることが必要となっています。
- 村民が生涯学習の意義を理解し、学習活動に参加する気運を醸成していくために、生涯学習の普及・啓発が重要です。

【これからの施策の方向性】

- あらゆる年齢層にわたり、家庭、学校、地域社会の様々な場で十分にその教育的機能を果たし、多様化・高度化する学習ニーズや現代的課題等にできるよう学習機会の充実を図るとともに、地域社会において学習成果を幅広く活用できる体制づくりに取り組みます。
- 人々が生きがいをもって社会に参加し、地域社会の活力の維持向上を図るため、地域づくりの中核を担う人材の育成に努めます。
- 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実を目指し、その支援に努めます。
- 中央公民館を中核施設として生涯学習の充実に努めます。

【主な取組】

- 中央公民館を中心に、地域の自然や産業・歴史・文化・伝統行事など地域の良さを知り、地域を愛する心を培うような講座を開設し、公民館講座の充実を図ります。
- 関係機関、民間団体等と連携しながら各種「出前講座」や指導者・講師・各種イベントなど生涯学習に関する情報を村民に提供します。
- 地域における生涯学習の拠点であり、地域づくりの拠点でもある地区公民館の活動を支援します。
- 広報紙やチラシ、パンフレット、生涯学習情報誌等の印刷物やホームページ等、さまざまな広告媒体を活用した生涯学習の普及・啓発活動に努めます。

V-(2) 生涯スポーツの推進

【現状と課題】

- 村民が、いつでも、どこでも、だれでもそれぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたって主体的にスポーツに親しむことは、体力の向上や健康の保持増進はもとより、明るく豊かで活力ある生活の実現につながることから、生涯スポーツの推進を図ることが必要です。
- 村民が生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりを進め、生涯スポーツの振興を図るためには、各種スポーツ団体の育成、優れた指導者の養成・確保、スポーツ教室の充実が必要です。
- 鹿児島県では、令和5年度から、国のスポーツ基本計画や県のスポーツ振興かごしま基本方針をもとに、スポーツの楽しさや感動を味わい、生涯にわたって健康で活力ある生活を実現することを目指した「第2期マイライフ・マイスポーツ運動」を展開しています。その結果、それぞれの関心や適性に応じて主体的・継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しむ県民が増えています。
- 心身両面にわたる健康の保持増進に伴い、スポーツへの関心がますます高まるとともに、従来のスポーツ種目に加えて、レクリエーション、レジャー、ニュースポーツ活動への参加が増えるなど、その目的・活動内容も多様化してきており、質の高い指導者の養成・確保が必要となります。
- 村内の小・中学校の体育館やグラウンドなどの学校体育施設を、身近なスポーツ活動の場として村民へ開放しています。

【これからの施策の方向性】

- 村民が主体的・継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、スポーツをとおして、支え合うことのできる活力ある社会づくりに資するよう、県が推進する「第2期マイライフ・マイスポーツ運動」を推進し、村民の健康づくりや体力づくりに努めます。
- 村民のだれもがスポーツに親しむための取組を推進するとともに、奄美少年自然の家などの関係機関、各種スポーツ団体と連携・協力を図り、スポーツ人口の底辺拡大と生涯スポーツの振興を図ります。
- スポーツ情報の提供に努めるとともに、スポーツ環境の整備・充実を推進します。

【主な取組】

- 村民のだれもが、いつでも、どこでも、だれとでも、いつまでもスポーツに親しむことのできるよう生涯スポーツの普及啓発に努めます。
- 各地域におけるスポーツ推進委員の役割を十分に周知し、村民に対して地域におけるスポーツの指導及び普及、並びに推進を行います。
- 学校施設開放事業の推進を図り、子供の遊び場及び少年団活動、各団体で行うスポーツ・レクリエーションの普及に努めます。
- スポーツ大会などの情報をホームページや広報紙等を通じて提供し、村民が様々なスポーツに触れ合う機会を提供します。
- 計画的なスポーツ施設の整備を図ります。

V-(3) 競技スポーツの推進

【現状と課題】

- 本村においては、水泳やバドミントン、カヌーの競技が県大会で、優秀な成績を修めており、村民に感動と活力を与えるとともに、スポーツ活動をとおした青少年の健全育成に寄与しています。スポーツに対する関心を高め、競技人口を増加させるなど、本村のスポーツ振興に重要な役割を果たしています。

【これからの施策の方向性】

- 村スポーツ協会加盟団体の各競技団体や関係機関との連携を図りながら、村民の競技力向上に関する意識の高揚に努めるとともに、指導体制の充実・支援及び選手の育成強化などを推進します。
- これまでのスポーツ振興に寄与していただいた功労者や優良・優秀選手・団体を顕彰することにより、村民の競技意識の高揚と表彰者のさらなる飛躍に寄与します。

【主な取組】

- 各種競技のスポーツ教室及び指導者の技術研修を開催し、スポーツ振興を推進します。
- 村スポーツ協会加盟団体の各競技団体への技術向上を支援します。

V-(4) 文化芸術活動の促進

【現状と課題】

- 文化芸術を創造し、享受し文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは人々の変わらない願いです。
- 自主性や創造性が尊重され、多彩で特色ある地域の文化芸術が創造され、心豊かな村民生活及び活力ある地域社会の実現に向けて文化芸術を振興することが重要です。
- 地域住民が日常的に文化芸術に親しめる文化施設等の整備が課題です。
- 文化芸術を将来にわたって発展させていくためには、文化芸術を支える人材の育成を図る必要があります。
- 村民の文化芸術活動の促進に当たっては、文化施設等を積極的に活用する必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 子供の頃から様々な文化芸術に親しむとともに、障害の有無等にかかわらず、村民一人一人が生涯を通じて文化芸術に触れ、楽しめるような環境の整備に努めます。
- 学校における文化芸術活動を充実します。
- 子供の文化芸術に触れる機会を拡充するなど文化芸術に関する教育を充実します。
- 県内外のすぐれた芸術家を招聘し、鑑賞活動の充実を図り、新たな芸術家育成や芸術団体等のネットワーク化の支援に努めます。

【主な取組】

- 子供の頃から身近な場所で多様な文化芸術を鑑賞し、体験できる機会を多く持てる環境作りを推進します。
- 村内をはじめ国内外で活躍するアーティストの公演等により、文化あふれる大和村の発信を推進します。
- 文化施設などを活用した鑑賞や体験の機会の創出を推進します。
- 各種のコンクールにおいて、県外の大会に出場する個人・団体を支援します。
- 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等での文化の理解に係る取組を推進します。
- 児童生徒が、優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動へ参加できる機会の拡充に努め、鑑賞事業の開催に当たっては、地域間のバランス等を考慮し、等しく鑑賞機会が確保されるよう努めます。

V-(5) 地域文化の継承・発展

【現状と課題】

- 本村では地域の自然、歴史、風土に根ざした多彩な文化芸術が生まれ、人々の地域に生きる誇りを醸成し、地域のコミュニティを支える大きな力となっています。
- 本村には、各集落に伝承されている「八月おどり」、個性豊かな村伝統芸能の「大和浜ナギナタ踊り」、「棒踊り」、伝統文化の「ノロ祭祀」、方言、史跡など多くの文化資産がありますが、少子高齢化・過疎化による担い手不足などにより、保存・継承が難しくなっています。
- 村民が郷土芸能や伝統行事等に参加し、接する機会が少なくなっています。

【これからの施策の方向性】

- 本村に伝わる地域の郷土芸能や伝統行事等の担い手を育成するとともに、方言や伝統芸能等を次世代へ継承していくことに努めます。
- 学校において伝統文化を理解させる教育を充実します。

【主な取組】

- 地域に残る教えや言い伝えなどを地域の貴重な文化としてとらえ、現代にも生かすため、その普及を図るとともに、郷土の歴史や文化への関心を高め、ふるさとに誇りをもつ心を醸成します。
- 地域の郷土芸能や伝統行事等への子供の参加を促進するとともに、地域の高齢者などの経験を活用して方言の継承を図ります。
- 学校行事等において地域の伝統文化の鑑賞や参加の機会を促進します。

V-(6) 文化財の保存・活用

【現状と課題】

- 本村には、守りはぐくまれてきた、かけがえのない貴重な多くの有形・無形の文化遺産があり、これらの文化財を適切に保存・活用し継承するために、文化財に親しむ機会をつくるなど啓発活動の実施や、文化財保存団体の育成・活動支援を図る必要があります。
- 村内には、国指定天然記念物の「大和浜オキナワウラジログシ林」、登録有形文化財の「今里小中学校旧奉安殿」、県指定有形文化財「大和浜の群倉」、「ノロ関係資料」、令和7年度に新たに7件の指定を追加し、115の指定文化財など数多くの文化財があります。
- 少子高齢化・過疎化による担い手不足などにより、文化財の保存・継承が難しくなっており、後継者育成を図るとともに、史跡めぐり等を通じて地域の歴史を学ぶ方策を実施しています。

【これからの施策の方向性】

- 次世代に継承すべき文化財については、指定・登録による保護を推進するとともに、文化財を活用した学習の場の提供に努めます。
- 各地域に伝わる郷土芸能や伝統行事、文化財等の保存・継承するとともに、企画観光課等と連携して、これらや史跡等の文化財を生かした地域づくりの促進に努めます。
- 豊かな自然や地域の文化財等を学校教育や地域活動へ活用します。
- 既存施設にある文化財の適正な管理・保存・活用を図ります。

【主な取組】

- 次世代に継承すべき文化財については、文化庁や県教育委員会の指導・助言を求めながら、国・県・村指定や国登録等を推進します。
- 国や県の支援・助成を得ながら、学習の場として史跡などの整備を図るとともに、それらを学習や体験活動の場として提供します。
- 文化財に関する指導・助言者等の情報提供を行い、学校教育や地域活動への郷土芸能や伝統行事、史跡の活用を促進します。特に学校においては、特色ある学校作りや学校行事、総合的な学習の時間などに、身近な文化財や地域の歴史の活用を促進します。
- 文化財巡り等の体験学習を実施し、児童生徒の文化財に対する理解と、愛護精神をはぐくみます。

第5章 計画の実現に向けて

1 教育行政の着実な推進

教育委員会制度については、教育委員長と教育長の間で責任の所在が不明確であることなどの課題を踏まえ、平成26年6月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、新しい教育委員会制度がスタートしました。

新しい制度では、教育行政の責任の明確化を図るため、教育委員会を代表する委員長と事務局を指揮監督する教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）の設置や、教育委員による新教育長へのチェック機能の強化のほか、地方公共団体の長による、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）の策定、地方公共団体の長と教育委員会による総合教育会議の設置などが設けられ、大和村においても、平成28年度から新教育長や総合教育会議が設置され、毎年度、総合教育会議が開催されています。

教育委員会の体制の充実や住民の期待に応える教育行政の展開は、最終的にはその活動を担う人の資質能力に負うところが大きいことから、その活動を支える教育委員会の事務局職員や指導主事などの専門的職員の資質向上に努めます。

2 学校・家庭・地域等との連携・協力

子供の健全育成をはじめ、教育の目的を実現する上で、学校、家庭、地域は大きな役割を担っており、これら三者が、それぞれ子供の教育に責任をもつとともに、相互に緊密に連携・協力して取り組むことが重要です。

また、それぞれの役割を明確化することも重要であり、相互の活動がより効率的・効果的に推進することが必要です。

3 関係機関との連携・協力

現在の多岐にわたる教育課題に対応するためには、学校はもちろん、村長部局や、児童相談所等の各種教育機関、警察をはじめその他の関係機関との連携・協力が必要です。

また、この計画の着実な実行を図るためには、教育委員会のみならず、村長部局の関係課との連携・協力が必要です。

4 県との連携・協力

学校における教職員の配置、社会教育や生涯学習に関する取組については、県との連携・協力なくしては推進が困難であるなど、県の果たす役割は大きいものとなっています。

教育基本法第16条第1項において、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない旨規定されています。

教育における国の役割については、同条第2項において、「全国的な教育の機会均等と教育水準の向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない」と規定され、また、同条第3項において、「地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し実施しなければならない」と規定されています。

これまで、互いの役割分担のもと、県と連携し教育行政を推進しているところですが、今後も互いに課題を共有し、取組についての情報交換などをおして、今後もより一層の連携・協力を図ります。

5 計画の進捗状況の確認

この計画を効果的かつ着実に実施するためには、定期的な点検とその結果のフィードバックが不可欠です。そのため、実施した施策について、毎年度、点検・評価を行い、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）のPDCAサイクルにより、適応性や目標達成度、有効性の観点から自己点検・評価を行い、かつ村民に公表し、村民の意見の把握・反映等に努め、次年度以降の進行管理を行います。

なお、この計画は、5年間に取り組む施策等について盛り込んでいますが、計画期間中に対応すべき新たな課題が発生し、計画に盛り込む必要性が生じるなど、計画の見直しが必要となった場合には、計画途中に見直しを行い、その一部を改訂するなど、柔軟に対応します。